

令和2年五條市議会第3回9月定例会（第3号）

日 時 令和2年9月9日（水） 午前10時 開議

議事日程

第1 一般質問

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
1	養 田 全 康	<p>1 関係人口について (1) 五條市の取組について (2) 森林組合、地域商社、その他団体との今後の取組について</p> <p>2 五條市の小・中学校について (1) 学力、体力について (2) いじめ、不登校について (3) 給食費について</p>	<p>市長・部長</p> <p>教育長・部長</p>
2	大 谷 龍 雄	<p>1 新型コロナウイルス感染防止を目指したPCR検査の拡充について (1) 感染力のある無症状感染者発見を重視したPCR検査について (2) PCR検査拡充に必要な国への財政支援について</p> <p>2 新型コロナウイルス感染症対策や豪雨災害対策から明らかになった政治方針の転換と国・県への要請について (1) 新型コロナウイルスや豪雨等の共通原因になっている地球温暖化防止の取組と国・県への要請について (2) 食料自給率向上を目指した家族農業の振興と国・県への要請について (3) 学校での学びの保障と少人数学級の実現を目指す国・県への要請について</p>	<p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p>

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
	大 谷 龍 雄	3 シダーアリーナの物品購入に係る不正入札の判決等から明らかになっている税金の損失の掌握について	市長・部長
3	福 塚 実	<p>1 共同墓地と上野町のひまわり園の管理について</p> <p>(1) 進捗状況について</p> <p>(2) 実情と基準・指針について</p> <p>2 ICT（情報通信技術）の環境整備について</p> <p>(1) 臨時休業中の学習指導について</p> <p>(2) ICT（オンライン）学習における教員、児童・生徒の指導について</p> <p>3 新型コロナウイルス感染症について</p> <p>(1) PCR検査の現状について</p> <p>(2) PCR検査受診の課題について</p>	<p>市長・部長</p> <p>教育長・部長</p> <p>市長・部長</p>

- 第二 議第四十七号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第三 議第四十八号 五條市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部改正について
- 第四 議第四十九号 五條市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 第五 議第五十号 令和二年度五條市一般会計補正予算(第五号)議定について
- 第六 議第五十一号 令和二年度五條市介護保険特別会計補正予算(第一号)議定について
- 第七 議第五十二号 令和二年度五條市大塔診療所特別会計補正予算(第一号)議定について
- 第八 認第一号 令和元年度五條市一般会計歳入歳出決算認定について
- 認第二号 令和元年度五條市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第三号 令和元年度五條市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第四号 令和元年度五條市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第五号 令和元年度五條市大塔診療所特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第六号 令和元年度五條市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第七号 令和元年度五條市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第八号 令和元年度五條市下水道事業会計決算認定について
- 認第九号 令和元年度五條市水道事業会計決算認定について
- 第九 総合体育館及び公園緑地課等の事務・事業並びに入札及び随意契約の締結に関する調査特別委員会に関する調査の件

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(十一名)

一番 伊谷賢司

欠席議員（二名）

説明のための出席者

市長
副市長
教育長
理事
技監
市長公室長
総務部長

太 檜 堀 南 冠 和 松
田 内 内 内 田 本
好 成 伸 則 雅 剛 成
紀 吉 起 行 之 明 人

四番
牧
野
雅
一

十二番
大
谷
龍
雄

十一番
藤
富
美
子

十番
吉
田
雅
範

九番
山
口
耕
司

八番
福
塚
實

七番
岩
本
孝

六番
窪
佳
秀

五番
吉
田
正

三番
平
岡
清
司

二番
養
田
全
康

事務局職員出席者

速記者	事務局係員	事務局係長	事務局次長	事務局長	土地開発公社事務局長	財政課長	企画政策課長	秘書課長	会計管理者	水道局長	大塔支所長	西吉野支所長	教育部長	都市整備部長	産業環境部長	あんしん福祉部長	すこやか市民部長	危機管理監
柳	窪	坂	馬	馬	櫻	戸	西	西	小	東	吉	大	松	上	井	平	中	石
ヶ					井	野	峯	本	森		川	垣	井	井	上	田	本	田
瀬		口	場	場	克		久	久	比	純	佳		和			耕	賢	茂
五	勇	和	孝	雅					登									
美	人	美	一	樹	充	哲	美	雄	美	司	秀	悟	永	朗	昭	一	二	人

午前十時零分開会

○議長（吉田雅範）ただいまから、昨日の延会前に引き続き本会議を再開いたします。

牧野雅一議員から欠席届が出ております。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の日程につきましては、お手元に配布済みのとおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（吉田雅範）日程第一、一般質問を行います。

この際、申し上げます。

議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確にお願いいたします。

議員各位には申合せのとおり、一般質問は全て質問席から一問一答方式により行うことといたします。

なお、理事者側の答弁は全て自席からいたしますので、本趣旨を御理解いただき、議会運営に御協力くださいますようお願いいたします。

また、議員各位には六月定例会に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、一般質問の時間は質問と答弁を含めて六十分以内とし、質問議員ごとに答弁補助員の入替えをいたします。

理事者側各位にも御協力をお願いいたします。

初めに、二番養田全康議員の質問を許します。二番養田全康議員。

〔二番 養田全康質問席へ〕

○二番（養田全康）皆さんおはようございます。

二番養田全康の一般質問を通告のとおりさせていただきます。

まず大きな一番、関係人口についてであります。

まず、定住人口、これは字のごとく住んでもらえる人口でございます。関係人口と交流人口があるようですね。交流人口というの

はイベント等で五條市とまた五條市民とが交流していただけるような人口が交流人口である。関係人口というのはまたもう一つ足を踏み入れた、例えばイベントでも共にやっていただけるとか、仕事でも共同でできるとか、また五條市のそういう事業に参画してもらえるとか、こういうのが関係人口に当たるとかでございます。

総務省が毎年予算を取っております、奈良県では明日香村・下北山村がその関係人口の予算を取って、明日香村でしたら農業、下北山村は林業及び空き家の改修などをやられているようでありますけれども、この五條市における関係人口の創出をどのようにやっているのか、まずこの辺を答弁いただけますか。

○議長（吉田雅範） 和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明） 二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

関係人口は、定住人口につながる可能性を大きく含むものでありますので、本市でも五條市ビジョンにおける総合戦略の中に「関係人口創出プロジェクト」を位置付け、ふるさと納税事業や連携都市交流事業、幻の五新線の活用事業などにより、市外の方々に本市の様々な活動に興味を持って参画をしていただけるように取り組んでおるところでございます。

以上でございます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 二番養田全康議員。

○二番（養田全康） そんな中、いろいろやっていただいておりますことですが、多分補助採択をされているような団体には載っていないので、その補助金というのは五條市に下りていないような状態だと思えます。

その中で、五條市で関係人口が行政の中でクローズアップされたというのは、いつ頃からこの関係人口という文字が出始めて、それに対して事業を展開していかないといけないというような状態になったのか、この辺を教えてください。

○議長（吉田雅範） 和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明） 二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

いつ頃から関係人口というのがクローズアップされて本市がそれを認知したかというようなことでございますけれども、実は昨年五條市ビジョンを作成しております、その折に国にも関係人口の事柄についてはいろいろお尋ねをしております。実際に我々五條市として関係人口に取り組んで、いわゆる認知をしたということになりますと、昨年この五條市ビジョンの作成時にこういったワードが出てきたというこ

とでございます。

以上でございます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）そんな中、平成三十年度から国は総務省の予算を付けておりまして、二億五千万円というような予算取りの中で、……三十団体ぐらいですか、三十数件の団体が手を挙げていただいておりますということになっておるのですけれども、例えば国に対して五條市は予算取りを考えて、この関係人口の予算を取りに行こうというような考え方になったことがあるのかどうか、その辺ちよつと答弁ください。

○議長（吉田雅範）和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明）二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

先ほど五條市ビジョンの事柄につきまして答弁させていただきましたが、この五條市ビジョンの中には「関係人口創出プロジェクト」というようなところを設けてございまして、その中に今後の基本的な方針であるとか、KPIの設定等をしておるところでございます。

何分五條市ビジョンを作成する昨年あたりからこういったところに着目しておりますので、まだ補助金を使って事業をやっているというところまでは至っていないということでございます。

以上でございます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）はい。五條市ビジョンの総合戦略、そこには関係人口創出プロジェクトを五條市の中で立ち上げるといふような状態でありませけれども、例えば平成三十年度は二億五千万円、令和元年度は五億一千万円、令和二年度は二億四千万円、これは総務省が出しておる予算だけでありまして、またほかの行政機関から出ている予算も合わせると、かなり大きな額面が関係人口を創出するために国から出ているようであります。採択の団体は年々増えておりまして、例えば秋田県大館市でしたら郷土料理に興味がある都市部の住民を相手方として大学と地元農家と共同によりいろんな、……郷土料理を開発すると、これまさしくあれかなと、この前までやっていただいていたテヅカフェがそれに当たって、例えば、そういう分野でも予算要求できるのではないのかなとか、ほかに至ってはですね、……島根県邑南町ですか、地域資源を生かす商品を関係人口と一緒に作る、これは例えば五條市で言うとうと五條市地域商社株式会社であったり、例えば地域の商品、ジビエールごじょう等も使えるのではないのかなとか、あと熊本県八代市ですか、あと宮崎県五ヶ瀬町、農業、あと棚田の再生、これは他の議員から

昨日もありましたけれども、ゆめ野山等もそれらに当たるとはならないのかなとか、五條市の中でもいろいろな関係団体ですか、もちろん五條市森林組合、五條市地域商社株式会社、その他ゆめ野山等の農業の団体等とコラボレーションをして、それらの補助採択を受けて、よりその事業を推し進めていくような状態を作れるのではないのかなと思うのですけれども、その辺についてどういってお考えか答弁ください。

○議長（吉田雅範）和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明）二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

今議員御指摘のように、例えば五條市地域商社株式会社では東京都内の企業経営者が参画していただいております、都市住民の視点での御提案もいただいております。

今後でございますけれども、とりあえず五條市ビジョンの中には既存の事業についてのKPIの設定というようなことでございますけれども、この交付金を使ってこの事業の枠を拡大していくというのは非常に重要なことでございますので、まだ研究途中でございます。ますます研究を深めまして、こういった交付金を有効に使いながら事業の展開を図っていききたいと、このように考えてございます。

以上でございます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）研究を深めてやっていただけるといことなので、もし五條市に合うようなものがあるのであれば、これはもう補助採択を受けてやるべきであると、そのように御提案させていただきたいのと、あとこの関係人口を増加させるために奈良県下でも宇陀市が面白い取組をやらせてまして、それは何かと言いますと、宇陀市から移住された方に対してアンケートを取るといことで、なぜ移住に至ったのか、宇陀市から移転するようになつたのか、また今後その市との関係性を深めていく何かを、この関係人口を創出していくために宇陀市はそういうような取組をやっているわけでありませうけれども、例えば五條市の中でそういった移住であったり定住であったりとかといった部分の中でアンケート等を取って、五條市との関係性を深めていくような取組、また今後、市と人をつなげていくような取組をやっているようなことがあるのかどうか、この辺まず答弁いただけますか。

○議長（吉田雅範）和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明）二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

ただいま議員が御指摘されたような取組、市として具体的にまだ始まっているところではございませんけれども、今、東京都や大阪府などの

遠方にお住まいの方々と、今コロナ禍の時代でございますのでSNS、あるいはリモートを使いまして、地域おこしとか、あるいは御商売のアイデアを御提言いただくというようなことは行われている、これは民間レベルでございますけれども、行われておられるのではないかと思います。

我々行政として必要なことはそういったことをより調査をいたしまして、行政の取組につなげていくということがこれから必要になってくるのではないかなと、このように考えてございます。

以上でございます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）はい。では五條市から移住された方に対してそういったアンケートを取っていると、そういったことは無いというような答弁でよろしいですか。

○議長（吉田雅範）和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明）二番養田議員の御質問にお答えいたします。

私の理解でございますけれども、今のところ具体の取組はないというふうな認識でございます。

以上でございます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）総務省も移住した定住人口でもなく観光にきた交流人口でもない、こういった地域と地域の人々と同様に関わるものである関係人口に着目すべきであって、地域外からの交流の入り口を増やすことが大変必要であるというような言葉も発信されておるのですけれども、これが五條市としても、五條市から例えば移住してしまった方に対しても、五條市は故郷と考えて、ふるさと納税もそうですけれども、そういった中でつながりというのを今後も持っていたくような施策が必要であると考えますので、その辺他市を参考にしながら五條市ビジョンに合うより良いものを作っていたきたいと、そのようにお願い申し上げます、次の質問に移ります。

大きな二番、五條市の小・中学校についての、まず（一）学力、体力についてであります。今年ちよつとイレギュラーがあつて、新型コロナウイルス感染症という中で学校も休業を余儀なくされその生活環境が大きく変わるようなことがあったのですけれども、その中で子供たちの学力、体力、この辺をどのように例年と同様の水準まで上げていくのかということの答弁をいただきたいと思つております。

○議長（吉田雅範） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

年度当初からの新型コロナウイルス感染症予防における学校の休業は、子供たちの学習権を保障する上で様々な問題を提起いたしました。とりわけ授業日数の確保は大きな課題となりました。

このことから本市では、他市に先駆け五月二十五日から学校での授業を再開し、夏季休業の期間の短縮や学校行事の精選等を行い、国が示す一年間の法定授業日を確保したところです。

一学期の学習内容の保障についても、ほぼ終了することができたと報告を受けています。

今後、もしインフルエンザ等で休業になる場合は、積み残した学習内容を教育課程の組替えにより、年度をまたいで実施したり、次の進学先と連携して対応したりすることなどが可能であると国からは通知されているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 二番養田全康議員。

○二番（養田全康） はい。学習時間の確保ができた、それは国が認める一定水準までの時間は確保できましたよということでもありますけれども、五條市以外を見えますと、例えば夏休みが一週間しかなかったとか、そういった学校が多く聞かれたのでありますけれども、それら夏休み約一週間程度、短縮されたとは思いますが、それらを踏まえても学習時間はきちつと五條市として確保できたということでしょうか。

○議長（吉田雅範） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

国が示しております標準授業日数というのは百七十五日と示しております。現在、市が算出しておりますのは百八十八日ということと算出しておりますので、授業日数については確保しておるところでございます。ただ先般から気象の影響を受けて三日ほど休業の措置を取っておりますので、その分は減じているということでございます。

以上でございます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 二番養田全康議員。

○二番（養田全康）日数は足りたということでありますけれども、例えば学力のレベルが毎年と比べてどうなのかということを、例えば学力テスト、また体力だったら体力テスト等、新型コロナウイルス感染症が明けたり、夏休み明けの時点で、何かそういう措置を踏まえて子供たちの学力、体力を確認したと、そういったことはありますでしょうか。

○議長（吉田雅範）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

例年ですと国の学力、体力調査というのは五月、六月に行うわけですけれども、本年は新型コロナウイルス感染症の影響で実施しておりません。ただ国の方からは学力に関しましてはその問題集というのを提供されておりますので、各校におきましてはその問題集を解いておるといような状況でございます。

以上でございます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）五月、六月に毎年やるんだけれども今現在やっていないと、今後学力を確かめるようなテスト、国がなくても市の中で単独でも、また県の指導のもとでもいいのですけれども、やるような予定があるのかどうなのか、その辺答弁ください。

○議長（吉田雅範）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

十二月に市では実施をする予定をしております。

以上でございます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）はい。十二月にしたいだけということ、他市も同じような状態であると思いますから、どういう状態でその結果が出るのか分かりませんが、やはり十二月に行って一、二、三、三箇月間、ワンクールありますからそこはしっかりと子供たちの学力や体力の向上をしていただきたいとるように申し上げたいと思います。

その中で、ちよつと気になっているのが、僕小学校にも中学校にも子供がおりましてプール、例えば水難事故が起こったらダメなので、着衣水泳をやつて子供たちの水難事故を防ごうとか、そういう取組をやられているところもあるように聞いておるのですけれども、五條市とし

てプール指導、水難事故を防ぐために、特に低学年の子供たちがそういった水難事故に遭わないように、こういった取組を今やられておるのか、その辺答弁ください。

○議長（吉田雅範）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

小学校におけるプール指導につきましては、更衣室での着替え、指導の際のバディ編成など、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止となりましたが、体育の時間は確保しております。

また、水難事故等に係る安全指導については、保健の授業等で行っております。

中学校におきましては、新型コロナウイルス感染症対策に配慮しながらプール指導を実施したところでございます。

以上でございます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）はい。中学校においてはプール指導をやってくれておると、ただ小学校においてはプール指導ができていないような状態であるということでありますので、より小さな子供たちに水の怖さであったり、しっかりとした学習を保健の時間でやっていただけるのであつたらきちつと指導していただきたい、そのように思います。

次に、修学旅行ですけれども、コロナ禍で今後どうなっていくのか、まず答弁いただけますか。

○議長（吉田雅範）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

修学旅行につきましては、小学校、中学校とも保護者の同意を得た上で実施する方向で進めております。

小学校は、近畿圏内で一泊での実施を計画しております。中学校につきましては、九月の実施を見送ったことから、その後の高校受験等にも配慮しつつ、修学旅行を貴重な体験、学習の場として捉え、泊を伴わない形での実施を検討しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）小学校は近畿圏内で一泊、中学校は日帰りになると、これはもう仕方がないことなのかもしれないけれども、やっぱり子

供たちの思い出づくり、大切な学習の一つではないのかなと考えるんですけども、……はい、泊を伴わない形で、五條市内の中学校は足並みをそろえて、例えばこの中学校は行くけれども、ほかの中学校は行かないとかいうような状態ではなくて、全ての中学校が泊を伴わない形で日帰りになるという認識でよろしいですか。

○議長（吉田雅範） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

議員おっしゃるとおり現在は三中学校とも、泊を伴わない形での実施を検討しているところでございます。

以上でございます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 二番養田全康議員。

○二番（養田全康） はい。分かりました。

次、（二）に移ります。いじめと不登校についてであります。まず、いじめの現状、新型コロナウイルス感染症や夏休みが明ける中で、生活環境が変わると、また学校に行つて環境が変わつた中でまた人間形成を作つていけないとかがあると思うんですね。それでいじめや不登校について今現状の推移はどのような状態になつておるのか、まず答弁いただけますか。

○議長（吉田雅範） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

いじめにつきましては、昨年度に実施した二回目のアンケート調査では、いじめの認知件数が小学校で二百五十七件、中学校で二十件となっております。これは一昨年度、同時期に実施した調査結果における小学校二百四十四件、中学校二十件との比較の上で認知件数はやや増加傾向にあります。

時には重大事態に陥ることもあるいじめ問題は、これまでは子供同士のトラブルやけんかとして捉えられてきたことが、少しでも嫌な思いをしたり、しんどい思いを感じさせたことなど、些細なことも含めて、いじめとして捉えることとしております。したがって、認知件数の増加は、些細なことを見逃さずに認知する手続があり、慎重に行われているものと考えておるところでございます。

以上でございます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 二番養田全康議員。

○二番（養田全康）例えばコロナ禍で、学校休みでしたと、その中でまた学校が再開した、環境が変わった中で子供たちに対してアンケートを取られたり、子供に対して今現状嫌な思いをして学校に来ているのではないのかと、そういうような問いかけをされたことがあるのかないのか、この辺答弁ください。

○議長（吉田雅範）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

いじめアンケート調査は例年であれば六月に一回目の調査を実施するところですが、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受け調査日が十一月三十日となっています。学校では本調査をもとに状況の把握と対応を行うほか、日ごろから子供の状況をよく把握し、いじめの兆候なども見逃さないよう取り組んでいるところでございます。

以上でございます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）十一月三十日まで行われないうことなので、その辺ちよつとタイムロスがあるので心配するんですけども、その辺しっかりと学校と協議しながら、例えば調査を早めるであるとか、そうかアンケートを取るには至らないけれども子供たちに対しての問いかけをきちつとするであるとか、この辺は実施していただきたいなと思うのですけれども、その辺どうですか。

○議長（吉田雅範）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

議員お述べのように、学校では毎月アンケートは取っておらないのですけれども、いじめの状況調査というのを学校にさせていただいております。それを子どもサポートセンターの方で集計をしておりますが、そのような取組を普段からしながら子供の状況というのは常に把握をしておりますのでございます。

以上でございます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）毎月そのようなことをやっていたらいいということ、まあまあ安心するんでありますけれども、まだ現状が、認知件数が昨年度実施したときに小学校で二百五十七件、中学校で二十件、実際にアンケートの中で本当のいじめかどうかと捉えたらいいかどうか

かというのは難しいところがあると思えますけれども、やっぱり子供たちが嫌な思いをして学校に来るのではなくて、楽しく学校に来られるような環境づくりをお願いしたいと、そのように思います。

次に不登校、現状どのような形になっておられるのか答弁ください。

○議長（吉田雅範） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

不登校児童・生徒につきましては、令和元年度において小学校で六名、中学校で二十二名の合計二十八名が三十日以上欠席となっております。

教育委員会といたしましては、不登校の様々な要因への対応として、各関係機関との連携を図りながら、学期始めのケース会議、個別のケース会議の実施やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの相談事業、スクールサポーターの派遣による見守り・学習支援等、家庭や子供の置かれている状況の改善に向け取組を進めているところでございます。

その中でも、子どもサポートセンターでは中心的な取組である、適応指導教室「くすのき教室」を開室し、学校へ行けない不登校の子供たちを登室させ、在籍校への復帰を促しているところでございます。

また、学校におきましては、家庭訪問等により家庭や子供の様子を知り、欠席につながる背景を探り、知り得た情報を教職員間で共有するなど、不登校問題を学校全体として捉え、子供や保護者の思いや願いに沿った取組を進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 二番養田全康議員。

○二番（養田全康） 令和元年度小学校で六名、中学校で二十二名の子供が不登校に陥っているというような状態でありますけれども、令和二年度ですかね、今現状この数がどうなっておられるのか、増えているのか減っておられるのか、その辺答弁いただけますか。

○議長（吉田雅範） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

小学校で三十日以上は四名、中学校で五名でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）中学校で二十二名が五名になったということではよろしいですか。

○議長（吉田雅範）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

授業が始まりましたのが五月二十五日からでございますので、授業に三十日以上欠席というのは今のところは五名ということでございます。以上でございます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）少なくなっている、……そういうことですよ、小学校で六名が四名になったと、また中学校で、条件がまだそろっていないかも知れないんですけども今のところ五名になっているということで、改善はされていっているのかなというところもあるんですけども。僕のところにもそういう相談がありまして、その子、今学校にちゃんと通っているよということ、僕もちよつと安心しているような状態であります。

また、学校適正化の中で統廃合がありますから、その中で条件が変わるところを、例えば前の学校やったら行けたけれども学校適正化になって子供たちのバランスが崩れてしまっ行って行けなくなったとか、そういったこともあるのかなと感じるところもありますので、そこはしっかりとそういった状態にならないように、きめ細やかな子供たちへの配慮をお願いしたいと、そのようにお願い申し上げます、三番の給食費に移ります。

まず給食費の昨年度の未納額を答弁いただきたいと思えます。

○議長（吉田雅範）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

昨年度の未納額につきましては、三十七万五千四百円でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）令和元年度は三十七万五千四百円であったということでもありますけれども、今までの累計の未納を足すと幾らになっておる

のか、またそれは増加傾向にあるのか、減少傾向にあるのか答弁ください。

○議長（吉田雅範） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

学校給食費につきましては、令和元年度決算額で未納が累計二百二十二万二千五百二十二円となっておりますのでございます。

以上でございます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 二番養田全康議員。

○二番（養田全康） 約二百二十二万円あるということございまして、これは減少傾向にありますでしょうか。

○議長（吉田雅範） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

いろいろな年度がございまして、例えば平成三十九年度でしたら十五万円余りということ、令和元年度が約三十七万円ということが増えてはいるのですが、平成二十九年度が約二十七万円ということなので、減っている年もあり増えている年もあるというようなところでございます。全体的に見ますと、少し増えてきているのかなという気がいたします。

以上でございます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 二番養田全康議員。

○二番（養田全康） ちなみに給食を提供するに当たって一年間のランニングコストは幾らかかっているのか。また収入、給食費を幾ら払っているのか、この辺答弁いただけますか。

○議長（吉田雅範） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

令和元年度ですが、給食にかかっている費用は一億九千六十九万三千五百四十八円でございます。収入済額といたしましては八千九百五十九万五千二百六円でございます。

以上でございます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 二番養田全康議員。

○二番（養田全康）給食にかかっておるお金が約一億九千万円あると、収入が約八千九百万円、約一億円の赤字経営というたらいいのですか。答弁いただけますか。

○議長（吉田雅範）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

すみません、ちよつと言葉足らずでございました。

一億七十二万三千百二十二円というのは市の方から持ち出しておる金額でございます。学校給食センターの運営費であるとか委託料、人件費等でございます。

以上でございます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）約一億七十二万円がランニングコスト、実際に収入があるのが約八千九百万円、その差、一千万円ちよつとということですよ。…：違うんですか。

きちつと一年間のランニングコスト、五條市が得られる収入、この辺ちよつと。

○議長（吉田雅範）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

令和元年度ですが、給食提供にかかっておる費用が、一億九千六十九万三千五百四十八円でございます。

一般財源からの支出としまして、学校給食センターの運営費でございますが、一億七十二万三千百二十二円でございます。

食材費として保護者から集めて市の歳入に入っておる収入済額が、八千九百五十九万五千二百六十六円でございます。

以上でございます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）ということは、トータルに考えると約一億九千万円が運営にかかるということですよ。そういうことですよ。それでいただける収入が約八千九百万円、一億円ちよつとは一般財源の持ち出しというような状態であらうのですよね。

これは商売で考えると、毎年約一億円の赤字を出しているというような状態でありますけれども、これは一般財源ということは五條市に納

付される税金から約一億七十二万何千円が支払われているというような状態を考えてよろしいでしょうか。

○議長（吉田雅範） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

一般財源からの支出でございますので、そういうことでございますが、赤字という考えではなくて、学校給食センターを運営するのに必要な費用ということでございます。

以上でございます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 二番養田全康議員。

○二番（養田全康） はい。そういうことですよね。一億円ちよつとが、学校給食センターを運営する経費がこれだけかかってしまっていると、提供した給食に対してただけのお金が約八千九百万円だということで、その中で多いか少ないのかちよつと見にくいところがありますけれども、約八千九百万円の中の三十七万五千四百円が未納であるということございまして、これは何で補われているのかというと、税金で補われているというような状態で運営がなされているという考え方ですよね。

そんな中で、例えば他市では学校給食費の未納対策事務取扱の要綱であるとか、こういうのを作って、未納をできるだけ減らそうというような取組をやっておるようなところが往々にあるのですけれども。近年、社会現象みたいになってきて、どこもこの問題で頭を抱えていると言ったらいのか、そういった市町村が多いようであります。五條市はこういった要綱を作って未納問題に対してきちつとした対策は取れているのか。これはなぜ聞くかというところ、そういった運営会議がある中で父兄の皆さんが、未納どうなっておるのやという話をしたときに、いやもう考えていますねんと、どないか取らなあかん、これもう裁判も考えていかなあかんというのは、毎年毎年言ってくるんだけど、一向にそういった状態にならず、未納問題がずっと残っているのではないかというような御相談が寄せられました。そういった要綱をきちつと作って、今後未納問題に対してしっかりと皆さん平等に払っていただけるような状態を作っていけるのかどうなのか、この辺答弁ください。

○議長（吉田雅範） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

要綱につきましては、現在整備はされておりません。

また、給食費の未納につきましては、市民負担についての公平性を欠く状態でありますので、本市では次の二つの観点から対応を進めてお

るところでございます。

一つ目は、できるだけ未納を防ぐため、児童・生徒の在学中に、より確実に収納を進められるよう、今後、学校給食費の公会計化も検討しているところでございます。

二つ目は、収納されなかった学校給食費についての対応でございます。現在は、在学中の児童・生徒の保護者に対しては、児童・生徒へ配慮しつつ納付につながるよう学校と連携を図って収納を促すとともに、家庭との連絡のもと「就学支援制度」や「児童手当制度」など、制度の利用について助言も行っているところでございます。

児童・生徒の卒業後は年に二回、学校給食センターから保護者へ未納について納付を強く促す通知文書を発送しております。

また、学校給食費の未納につきましては、他市地域でも同様の状況が生じており、裁判による差押え等の法的措置を講じているところもございます。本市でも市顧問弁護士などと相談をしながら、民事訴訟法による裁判所への支払督促申立てなどの法的措置を取ることにも検討してまいりたいと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）はい。就学支援制度、実際……、家庭の収入が少なくて払えないとかそういった家庭的な事情がある場合は仕方がないと思うのですが、就学支援制度、また児童手当から、五條市は制度の利用について助言も行うということでありまして、助言を行っていただいている中で、では児童手当から毎月引いてよと、これはその御家庭の署名、捺印が要するというような状態であると認識しているのですが、それらこの児童手当から引いてくださいという御家庭が今現状あるのかどうか、この辺答弁ください。

○議長（吉田雅範）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

児童手当から給食費を支払っていただいている御家庭というか、人数につきましては三名でございます。

以上でございます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）そういう指導のもと、三名がいるということで。ただ全体的に約二百二十二万円の未納があると思うのですけれども、二年

間でこの給食費というのは時効を迎えてしまつて請求できなくなるという状態であると思うのです。これって何か対策を取られておるのかどうか、この辺答弁ください。

○議長（吉田雅範）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

今年度四月の民法の改正によりまして、学校給食費時効というのは二年から五年に変わっております。

市といたしましては、先ほど答弁で申しましたように一年に二回、保護者へ未納について納付を強く促すような通知文書を發送しているところでございます。

以上でございます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）二年から五年に変わったということですね。五年間はもちろん請求できるんでしょうけれども、五年経つてしまつて請求できなくなるのを防ぐためにそういった通知文書を送っていると、そういうふうな状態と認識していいですか。……よろしいですか。

○議長（吉田雅範）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

ただ文書を發送しておるのですけれども、五年が経ちますと、その間に何もしなければ時効が成立してしまうというような状況でございます。

以上でございます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）富岡市、裁判事例がいろいろ出てくるのですけれども、群馬県富岡市の方で、ここ直近がここだと思つたのですけれども、二〇一九年に給食費の未納滞納者六名に対して督促申立てを行ったと、うち二名の御家庭と裁判に突入するわけです。その二名に対して給食費の未納を払ってくれと、訴訟費用は市が勝つてば相手方に請求できるといふような状況で二件と裁判を行うのです。裁判を行つて結局最終的には行政サイドが勝つのですけれども、ほとんどの裁判事例の中でしっかりと払いなさいと、また文部科学省のガイドラインにもしっかりと平等性を期すために、ここはしっかりと請求していかねければならないと、今現状はそういった裁判に出るとか、例えば調停に出るとか、そうい

った自治体が増えているようであります。

先ほどの答弁にもあったように、今後はそういうことも考えてやっていたらと、いきなり裁判や何やってそんなことはなかなかできないと思いますけれども、そういった状態になるよと、例えば調停で話し合いましたどうかと、そういった状態にはしっかりとしていかなないと平等性を期していないような状態になっていきますので、その辺だけお願い申し上げます。私の一般質問を終わります。

○議長（吉田雅範）以上で二番養田全康議員の質問を終わります。

トイレ休憩及び答弁補助員の入替えのため、十時五十五分まで休憩します。

午前十時四十三分休憩に入る

午前十時五十四分再開

○議長（吉田雅範）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。

議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確をお願いいたします。

一般質問を続けます。

次に、十二番大谷龍雄議員の質問を許します。十二番大谷龍雄議員。

〔十二番 大谷龍雄質問席へ〕

○十二番（大谷龍雄）それでは議長の許可をいただきましたので、通告順に基づきまして質問をさせていただきます。

まず新型コロナウイルス感染防止を目指したPCR検査の拡充についてということでございますけれども、御存じのように、昨日、おととい時点で、奈良県下における感染状況を明らかにしますと、感染者が五百三十八人、入院者が四十人、そして亡くなられた方が八人ということになっております。亡くなられた方々には心からお悔やみを申し上げますとともに、感染された皆さん方にも心からお見舞い申し上げます次第でございます。

そしたら現在、奈良県のPCR検査体制はどういう体制で頑張っていたのかということをお私に捉えている範囲内で明らかにしま

すと、奈良県のPCR検査体制として検査をする対象者の条件として四点挙げられております。一つ目は二週間以内に新型コロナウイルス感染症判明者と接触した人、二つ目は二週間以内に感染リスクのある場所に滞在した人、三つ目は勤務先や通学先、自宅などに発熱などの有症状者がいる人、四つ目は医療従事者、福祉施設従事者というふうになっていくわけでございます。この検査対象条件でこの間頑張っていたというわけでありませぬ、この間の感染状況を大まかにどういう施設で感染しているかということ明らかにしますと、小学校、高等学校、大学、病院、老人ホーム、運送店、飲食店、学童保育所、警察等、県議会議員も一人おられましたけれども、施設ではこういう状況の中で感染者が発生しているわけでありませぬ。しかし感染結果を見ますと、無症状の感染者がやはり何割かおられますね。無症状で感染している方、そして感染経路調査中という方もかなりおられますね。こういう奈良県の検査の奮闘結果としてはこういう状況ですけれども、しかしですね皆さん、今政府も、また日本の医師会の皆さん方も全国知事会の皆さん方も大変重視しているのは、無症状でありながら感染している方を少しでも早く掌握して、そして隔離治療を早くしなければ知らない間に感染者が広がるというこの点を非常に重要視しているわけですね。この間、全国のそういう声が広がっておりますので、政府もその方向でも努力をするということ、かなりその方向に進めてきていただいておりますけれども、しかしまだまだ完璧な状況にはなっておりませぬ。

そしてこの奈良県におきましても、幾つかの団体からもっとも検査対象を広げて無症状の感染者も早く掌握して対応するようという要望書が上げられております。

これは九月七日の新聞報道ですけれども、奈良県の大学連合というのがあるらしいですね、これは奈良県下にある十二の大学で構成している連合会ですね。この連合会の皆さん方がこの間県知事に要望を出されておりますけれども、その内容の主なものだけを明らかにしますと、要望書では加盟校の半数を超える大学で感染者が確認されている中、濃厚接触者と接触しただけでは検査対象にならないと、したがって多くの学生が不安を抱えたままになっていると、したがってPCR検査体制の拡充を進め、感染者が出た大学で不安を抱える学生に速やかな検査実施を進めること、また大学生の感染が確認された大学全体に対する風評被害防止に協力すること、こういう要望を出されているわけですね。だから私先ほど奈良県の検査対象者の条件四点を挙げましたけれども、この四点では奈良県の大学連合の皆さん方が明らかにしているように濃厚接触者と接触しただけでは検査対象になっていないわけですね。だからここが、頑張ってくれていますけれども、この辺を各自治体からも声を上げていかなければならないと思えます。

今五條市は、現時点では感染者はこの間三名ですか、こういう状態ですけれども、奈良県の中心部でまたクラスター的な感染者が発生しま

すと、やはり五條市と中心部は仕事や学校で人的な往来もありますから、また五條市でも発生するというのが考えられるわけですから、やはり五條市からもほかの市町村とも連携して無症状感染者の発見の検査体制を強く要望していかなければならないというふうに申し上げる次第であります。

もう一つの根拠を申し上げますと、一番最近、奈良市の病院で多くの感染者が発生しました。そのとき同じ病室とか接触者だけを検査しましたけれども、その後、次から次へと感染者が発生しましたので、最近その病院に従事される医師、看護師、その他全ての方々も検査をしたという状況になっております。だからもっと早くに、その病院なら病院の施設で感染者が発生すればその患者、従事しておられる皆さん方を全てを早くから検査するという、この検査体制が今重要ではないかなと、これから寒くなりますとインフルエンザの発生も重なってきますから、新型コロナウイルス感染症だけではないかね、もっとも体制を強化しなければならぬということになります。しかし、今行政の側から検査をした場合、その費用は国が半分、自治体が半分ということになっていることですね、だから増やせば自治体の費用も増えるということで大変自治体側も財政困難な面が発生しますから、なかなか踏み出せないという状況もあります。全国的にはかなり自腹を切って感染者の検査を広げて早く無症状の感染者を発見して対応するということも、この間東京都、そして東京都世田谷区とか長崎県長崎市とか沖縄県とか、増えてきていますけれども、それはもう財政が厳しいのは分かっているけれども、感染を食い止めるために頑張っているということですから、やはり国への財政支援もあわせて県と共に要望していくということが非常に今のこの時期に求められるというふうに考えますけれども、答弁の方をひとつよろしく願います。

○議長（吉田雅範） 中本すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（中本賢二） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

まず無症状感染者発見を重視しましたPCR検査につきましてですが、現在奈良県でのPCR検査対象者の現状としましては、息苦しさ、強いだるさ、高熱等の強い症状や高齢者や基礎疾患がある方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状がある場合には、帰国者・接触者相談センターや保健所、または、かかりつけ医療機関に電話相談をしてその指示に従うこととなっております。

PCR検査の拡充につきましてですが、九月一日に出されました奈良県対処方針によりまして、議員先ほどから御説明いただきましたPCR検査対象者は「症状の有無にもかかわらず感染リスクのある人」とされており、無症状の方でも二週間以内に感染判明者と接触した場合や感染リスクのある場所に滞在した人、身近に発熱などの有症状者がいる人などが検査の対象とするようになるとされております。

加えまして、こちらの対象につきましては、今回九月の県議会の方では感染者の早期発見のため十一医療機関にPCR検査機器十五台を整備するとともにドライブスルー検査の体制整備に必要な経費を支援する、また保健所の保健士の確保等々を検討しているところでございます。続きまして、PCR検査拡充に必要な国への財政支援等についてという御質問につきまして御答弁させていただきます。

新型コロナウイルス感染症への国からの財政支援としましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金があり、感染拡大防止や医療提供体制の整備などの支援に活用されております。

今後、まだまだ続くことが予想される新型コロナウイルス感染症対策への財政支援につきましては、県を通じて国等へ要望を行ってまいりたい、そのように考えておるところでございます。

以上でございます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）はい。答弁いただきましたように、今奈良県議会も開かれておりますけれども、補正予算の中では総額二十億円以上の補正が組まれてまして、その中には、いわゆる検体採取に関しては今までは鼻の中の粘液を取り出すというのが中心でしたけれども、そのやり方は医師や看護師にも感染するリスクが高いということで、唾液を取って検査をするという体制を広げること、これだけで二十億円以上の補正予算が組まれていますから、これが可決されれば答弁にあるようにかなり進んで行くと思えますけれども、ただ、最初申し上げた検査対象の条件の一、二、三、四を広げなければ、今申し上げております無症状の感染者を早く全て掌握するということが難しいのではないかなというふうに感じます。

またこの間、奈良市の保健師の勤務状況が報道されておりますけれども、奈良市の保健師ですけれども、時間外勤務が一人一箇月百十七時間という状況になっております。この南和の保健所、その他全体としては、私はつかんでおりませんが、これからのインフルエンザも考え合わせれば全体としてもっともっと国への補助を求めていく必要性があるというふうに考えますので、どうか頑張ってくださいようによりしくお願い申し上げます。

それでは次に大きな二番、新型コロナウイルス感染症対策や豪雨災害対策から明らかになった政治方針の転換と国・県への要請について。

（一）新型コロナウイルスや豪雨等の共通原因になっている地球温暖化防止の取組と国・県への要請についてでございます。御存じのように皆さん方、新型コロナウイルスの感染が発生してからいろんな専門家、学者また世界的な団体としましては世界自然保護基金等の団体が今回の

新型コロナウイルスがどういう経路で人間に感染したかということをいろいろ研究されてぼちぼち発表されております。そのことを基に、不十分ですけれども明らかにしておきますと、皆さん方が発表されている内容は、世界的な規模で人間、大資本による生態系への無秩序な進出があると、具体的には大きな森林の伐採、熱帯雨林の伐採、そういうことによって生態系への無秩序な進出になってきています。このことは動物のすみかの面積をだんだんだん縮めて人間に近づかざるを得ないようになってきています。野生動物の生息域という表現になっていきますけれども、それが一つの原因だということ、もう一つは地球温暖化によって動物の生息域を縮小させ分布を変え、そして地球上の永久凍土、永久凍土と言ったら何百年という長きにわたって溶けない氷、これを永久凍土と言いますけれども、この地球上にある永久凍土を溶かしているがためにそのことが新型コロナウイルス感染症を発生させる原因にもなっているのではないかと、いうふうに発表しています。だから森林や熱帯雨林の伐採とともに地球温暖化も新型コロナウイルス発生にかなり影響しているということが言われているわけです。

そして今年の七月三日から発生しました豪雨災害、大変な被害が出ておりますけれども、この豪雨災害の原因は何十年も前から専門学者、世界のいろいろな団体、主には国連気候変動枠組条約締約国会議でも言われておりますけれども、地球の温暖化が大きな影響しているというふうに指摘されております。そしてその地球温暖化を促進させている原因として二酸化炭素があると、したがって、パリ協定では全ての世界の国々が期限を区切って二酸化炭素の排出をなくす目標を作らないかとなったわけですけれども、日本は不十分でアメリカのトランプ大統領はパリ協定離脱という状況になっておりますけれども、フランスは二〇二二年、イギリスは二〇二五年までに二酸化炭素をなくすと、石炭産業を掲げているドイツでも二〇三八年には二酸化炭素の排出をなくすという目標でやると世界的に発表しておりますけれども、日本もこの間の安倍政権はどうかと言いますと、やっとな世界的な批判と日本国内の大勢の方々の批判のもとにこの七月十三日、経済産業省の有識者会議が始まっております。その方針は、二酸化炭素をなくす目標に向けて日本国内の石炭火力発電所で、非効率なものを徐々に縮小してやるというふうに発表しております。しかしこの方針に対しまして、先ほど申し上げました世界自然保護基金や日本国内の専門家は効率の悪いものは減らすと言っているけれども、効率の良い石炭火力発電所は引き続き新設も含めて増やすんだということになるんだというふうに指摘しております。こういう状況ですね。

だからこれだけの新型コロナウイルスにも関係する、豪雨・熱波にも関係する地球温暖化をなくすために、やはり我々いたしましたも日本政府にもっと世界並みの取組をするべきだという声を上げていく必要があると思うのですけれども、三月定例会か六月定例会でしたか、奈良県の中では生駒市がその先頭を切って頑張っているということを明らかにしましたけれども、今日は鳥取県、福岡県のある自治体の取組を

明らかにします。

鳥取県北栄町という町がありますけれども、ここでは北栄町気候非常事態宣言というものを出しまして、二酸化炭素をなくす取組を具体的に書かれております。そして最後に書かれているのは、非常に重要なことです。「日本政府や他の地方自治体にも更なる気候変動対策について積極的に呼びかけ、広く連携していきます。」と、こういうふうに締めくくっています。

また福岡県大木町も気候非常事態宣言をしておりますけれども、この宣言の最後も「同じ志を持つ世界中の人々と手を結び、日本政府や他の自治体に対し、『温室効果ガス排出量実質ゼロ社会の実現』に向けた連携を広く働きかけます。」いわゆる本来ならば、日本政府が模範を示して、日本中の自治体ひとつ頑張ってくれと、こういう形にならないといけないわけですから、今、日本はそうなっていないのです。日本のあちこちの自治体から日本の政府に地球温暖化をなくすために頑張ってくれと、呼びかけられているという現状にあるわけですね。

したがって、これは情けないことですから、現状はそうですからね、やはりこの紀伊半島大水害を体験してきた五條市もこういった自治体と力を合わせて五條市独自でも頑張る、しかし県や政府にも粘り強く要望していくという、この姿勢が新型コロナウイルス感染症を完全に解決するためにも、豪雨・熱波・台風でこの大きな被害を食い止めるためにも今非常に重要ではないかと思えます。

そして五條市のごみの分別ですけれども、やはり見てみますと、現在のごみの分別の中には燃えるごみというものがありませんけれども、この燃えるごみの中には燃やせば二酸化炭素が発生するビニール、プラスチック等々も含まれておりますから、五條市のできることに、当面できることというのは、この燃やしている中で二酸化炭素が発生するごみを分けて燃やさないという取組が今五條市としては必要であり、またできることではないかと思えますけれども、その点も含めて、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（吉田雅範）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

新型コロナウイルス感染症や豪雨等の共通原因になっている地球温暖化については、二酸化炭素の増加が大きな要因となっております。その二酸化炭素を削減するためには、森林整備による二酸化炭素の吸収源のさらなる確保や廃棄物の抑制等が最も効果的であると考えられており、なかでもごみ焼却炉の絶対数を減らすことは二酸化炭素の削減にとって大変有効であると考えられています。そのため近年、ごみ処理場の広域化などが全国的に推進されております。

本市においては、このように廃棄物を抑制することが二酸化炭素の削減に有効であることからペットボトルやプラスチック製品を始めとし

た徹底した分別収集を平成十六年から行っており、ごみの減量化、再資源化を実施しています。

また、国策として七月からレジ袋の有料化による無駄な廃棄物の排出を削減する取組がなされています。このようなことを踏まえ、今後も地球温暖化対策に向けた国や県の施策と連携し、地球温暖化防止に向けた二酸化炭素の削減に取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）はい。いろいろと頑張っていたいておりますし、また頑張るといふ姿勢の答弁でございましたので、ひとつ頑張ってくださいと思います。

この間から台風九号、十号で日本も被害を受けましたけれども、北朝鮮や韓国の国々も大変な被害に遭っております。この間は韓国の大統領が任期中に韓国にある石炭火力発電所、十基を閉鎖すると、そして再生可能なエネルギーに切替え拡大していくことを表明しております。このようにこの課題は世界中の課題ですから、ひとつ世界中の取組もその都度捉えていただいて頑張っていたきたいということを強調しておきたいと思えます。

次にいきます。

（二）食料自給率向上を目指した家族農業の振興と国・県への要請についてでございます。もう皆さん御存じのように、今日本の自給率は三七パーセントか三八パーセントになっております。つまり日本の国民が食事をしているその全体の量の三七パーセントしか日本の中で賄っていないと、六三パーセントは外国からの輸入で日本国民の皆さん方の食事を支えていると、しかし今回の新型コロナウイルス問題によりまして、食料の輸出規制に踏み切る国がこの間相次ぎました。したがって、ニュースを見ておきますと、幾らかのスーパー等で食料品の売り切れが出ておりましたけれども、こういう六三パーセントも外国に食料を頼っておいたら、今回の新型コロナウイルス危機で体験したように大変な状況になります。新型コロナウイルス危機だけではなしに、大きな災害で世界中あちらこちらの国で食料、食物が今までよりも確保できないということになった状況でも日本に輸入してもらえないということになりますから、だからこの新型コロナウイルス危機を体験した今もそうですね、日本の食料自給率を上げることが非常に重要になっているというのが農家の皆さん方始め、いろんな大勢の方々の声であります。この間、安倍政権は自給率を四五パーセントに上げますということとで表明されています。表明されてはいますけれども、一方ではT P P環太平洋経済連携協定や日欧E P A、日米貿易協定などによって一方ではどんどん輸入しているわけですからね、だからそ

れでは一方で幾ら四五パーセントに引き上げると掲げておつても、一方で輸入を自由化しておつたんでは解決できません。したがって、その辺の政府の言っていることと同時にやっているとよく捉えて、意見を上げなければならぬのではないかと思います。

そしてもう一つ、この間の政府が進めてきた農業振興の柱に、大規模経営者を育てるというやり方で家族経営の農家の方々がだんだんだんやめなければならぬという状況になっていくわけです。だから食料自給率を上げるそのための農業振興については外国の輸入も無制限に輸入するのではなしに、日本の中の農業も大規模経営者を優遇するのではなしに、家族でやっている農家の皆さん方をやっぱり支援するというこの政策が、このもとで食料自給率を上げることが非常に求められているのではないかなと思いますけれども、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（吉田雅範）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

コロナ禍の中で問題となりました食料自給率低下の大きな要因として、日本全体の生産量が減っている現状があります。その背景として、日本の農業の担い手は、六十五歳以上が全体の三分の二を占めており高齢化の進展とともに農業生産量は減少の一途をたどっています。

本市におきましても、高齢化の進展により、その担い手が年々減少しつつあります。また、主な耕作地が中山間地域であるという地理的な要因により、その担い手は小規模な家族農業が主体となっています。

国連では、二〇一七年の国連総会において世界の食料安定供給等を目的として、二〇一九年から二〇二八年を国連「家族農業の十年」と定め、世界の食料生産額の八割以上を占める家族農業の推進を各国に働きかけています。

本市におきましても、食料生産量を向上させ食料自給率を向上させるには、こうした小規模な家族農業を支援していくことが大切だと認識しております。

平成三十一年三月定例会、三月七日に伊谷議員の質問に答弁いたしましたとおり、国へは、農業分野におけるシニア世代への雇用の場づくりや若者世代への新規就農支援対策の充実を国・県に要望しているところです。

また、先ほどの伊谷議員に答弁いたしましたとおり、今後は、五條高等学校賀名生分校の生徒を支援する会とも連携を図りながら、全国から集まった意欲ある人材を次世代の担い手として育成支援するとともに、生産基盤の強化、スマート農業の推進など、持続可能な農業に向けた取組を進めることにより家族農業を推進してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）はい。もう答弁にもありましたように、世界的にも安全な食料を日本の国民はじめ、世界の国民に行き渡るようにしなければならぬわけですからね、だから今答弁にありましたように、国連の持続可能な開発目標に従って家族農業が維持できる、この支援に国も県も五條市もやはり頑張ってもらわなければならない、特に今この新型コロナウイルス危機問題で、もう大勢住んでいる都会を引っ越しして農山村に住みたいという方も増えています。そういう状況もあるわけですから、五條市独自でも、もう少し農業振興に、農家の皆さん方や酪農、果樹園の皆さん方の意見や要望を聞いて、その意見、要望にバッチリと答えていくような支援を、国・県の補助制度も活用して頑張っていたきたいというふうに思います。

次、いきます。

学校での学びの保障と少人数学級の実現を目指す国・県への要請です。御存じのようにこの新型コロナウイルス危機問題におきまして、学校の学習状態は大変皆さん方に苦痛を余儀なくしている状況になっております。したがって勉強が再開されておりますけれども、やはり三密を避けた中で勉強していただかなければなりませんから、今日日本のあちこちで学校は少人数学級にせよという要望が噴き上がっております。

この七月二日には全国知事会会長、全国市長会会長、全国町村会会長、三団体連盟で政府に新しい時代の学びの環境整備に向けた緊急提案ということで提言、要求をされております。その内容の一つを明らかにしますと、少人数制、少人数編成を可能とする教員の確保、少人数でやらないかと、それを支えるためには教員を増やさなければいけないわけですから、その後いろいろ三点要望されておりますけれども、このように日本全国の知事会、市長会、町村会が連盟で要望されている状況です。

またこの七月三十日は日本の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の校長会会長らによる学校再開後の学校の状況に関する意見交換会を文部科学省、萩生田文部科学大臣と開かれております。その中でも参加者からは少人数学級の検討を求める声が強く上がったというようになっております。

このように全国各地で声が上がる中で、この八月十九日、文部科学省は初等中等教育の在り方についての議論ということで、中央教育審議会が開かれておりますけれども、この中でもやはり新型コロナウイルス感染症をめぐり現在の一クラス四十人、小学一年生は三十五人やけれ

ども、学級編成では密接・密集が回避できないことが問題となっているという意見が挙げられているという状況ですから、今大事なことは五條市の教育関係者始め全国の自治体の教育関係者、父母の皆さん方はもうこの時期に少人数学級の法律改正に国が踏み出せという声をもっと上げていただいて実現することは非常に重要になっていると考えますけれども、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（吉田雅範）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）十二番大谷議員の御質問にお答えを申し上げます。

少人数学級の実現については、今日にわたる教育課題を捉えたとき、一学級に対する適正な児童・生徒数を始め、効果的な教育活動の必要性を認識しているところでございます。

こうした認識の中で、教育委員会といたしましても、全国都市教育長会をはじめ、あらゆる機会を通して、地域の実態に即した教育環境の整備に向け、常に国や県及び関係機関に働きかけてきたところであり、校長会等でも同様の働きかけを行ってきたところでございます。

また、国の新型コロナウイルス感染症対策により、今年度二学期から小・中学校の最終学年となる小学校第六学年、中学校第三学年に少人数加配が行われ、本市においても小学校二校へ配置されたところです。

教育委員会としましても、当該加配の他学年への拡充を含め、今後も引き続き、少人数学級の実現に向けた要望を行ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）はい、ひとつ頑張っていたでいる状況の答弁がありましたけれども、さらに少人数学級が実現するまで、国が法律の改正をするまで頑張っていたでいたきたいと思えます。

次に移りますけれども、シダーアリーナの物品購入に係る不正入札の判決等から明らかになっている税金の損失の掌握についてというところで質問をします。

御存じのようにこの間、市長の要求した監査の報告書、またそれらを基にした九十八条委員会の検査等で大変大きな疑惑問題も明らかになっておりますけれども、その状況の下でこの間、官製談合防止法違反の容疑で市議会議員の牧野雅一容疑者が逮捕されて、それと関連して元公園緑地課長補佐、また元公園緑地課長、そして五條市内の四業者四人、そして五條市外の卸売会社の役員等が逮捕され、起訴され、そしてその中で最終的な判決が終わっているのは五條市内の四業者四人だということに思います。その判決の内容は御存じのように、裁判官の判決

理由は、本件談合により五條市に多額の無用な公金を支出させることになり重大と、しかし一方で、市議会議員の牧野雅一被告が本件談合を主導しており、各被告人の立場は従属的であったとする判決を言い渡しております。

そんな中で、新聞報道では牧野雅一被告は市外の元卸売会社の役員から便宜を図った報酬として計二回に分けて合計約百六十一万円の小切手を受けたというふうにあります。これは大体各新聞社が報道されておったと思うんですね。ところがこれから明らかにすることは、一部の新聞報道しか報道されていないのですね。それはですね、柔道畳やフロアシートなどの六件の不正入札で生じた中抜き利益一千九百五十六万円やバスケットゴールなど十件の不正入札で卸業者から得たキックバック五百九十一万円の大半が牧野被告と元課長補佐に分配されたと、この報道は全ての新聞社の報道内容、私の持っているものを全て見ましたけれども、この報道をしているのは全ての新聞が報道していない、二社だけです。このように、こんな一千九百五十六万円やら五百九十一万円という多額の不正問題が発生しているということもあるわけですから、この辺は執行権者としての責任上、こういう市民の税金の損失に関係する問題はこれから裁判の最終判決が終わるまで、全ての人がね、また五條市の百条委員会が終わるまでの間に何回か出てくるかも分かりませんが、その辺は分かりにくいところは裁判所への調査を含めて大体市民の税金に係る損失がどれだけあったかということを掌握することが、執行権者としての、私は地方自治法に基づく責任だということに考えますけれども、その辺どうですか。

○議長（吉田雅範） 太田市長。

○市長（太田好紀） 十二番大谷議員の質問にお答え申し上げたいと思います。

総合体育館の備品の調達に関わる官製談合防止法違反等の事件につきましては、現在奈良地方裁判所において公判が進められているところですが、当該事件により市が被った損害の回復等については、一連の判決や議会においても進められております調査特別委員会での審議の結果などを踏まえ、本市の顧問弁護士とも協議をしながら民事訴訟による対応を含め適切に対応してまいりたいと考えております。

なお、九十八条特別委員会や市の監査委員による監査報告などにおいて指摘された柔道畳の敷き込み料に係る委託料については警察当局からの情報提供により、元職員による詐欺行為が判明したため、被害届の提出に至っておりますが、先般当該元職員の代理人弁護士から書面により被害弁償の申立てがあったため、本市顧問弁護士とも協議の上、去る八月十四日付で利息を含め百二十八万六千三百九十四円の弁償を受けております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二十二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）はい、答弁にありましたように、必要なときは民事訴訟もやるという答弁でありましたけれども、そういったことを進めていく上においても正確な根拠をつかまなありませんからね、訴訟する前には。だから今新聞報道で一千九百五十六万円とか五百九十一万円とかこういう多額の損失も報道されているわけですから、これが正確かどうかの確かめを、何箇所も後では遅くなりますから、今裁判で明らかになってきたような損失額については報道資料も参考に、さらに裁判所への調査も足を運んでもらって正確につかんでいかなあかんのところがいますかね。その辺のことを、これは一回きりで終わりませんわね、まだこれから裁判があと牧野被告と元職員二人、市外の卸業者一人が残っていますから、最終判決。だからこの最終判決の内容もよく捉え、これから始まる百条委員会の調査の内容も捉えていかなあきませんけれども、現時点でこれだけ大きな金額の損失が報道されているわけですから、一つ一つ正確に掌握していくように強く求めまして、私の質問を終わります。

御苦労さんでございました。

○議長（吉田雅範）以上で十二番大谷龍雄議員の質問を終わります。

昼食及び答弁補助員の入替えのため、一時三十分まで休憩します。

午前十一時四十九分休憩に入る

午後一時二十八分再開

○議長（吉田雅範）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。

議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確をお願いいたします。

一般質問を続けます。

次に、八番福塚 実議員の質問を許します。八番福塚 実議員。

〔八番 福塚 実質問席へ〕

○八番（福塚 実）それでは議長の発言の許可をいただきましたので、福塚 実、一般質問をさせていただきます。

まず一番に、共同墓地と上野公園のひまわり園の管理について。そして二番にICT情報通信技術の環境整備について。三番、新型コロナウイルス感染症について質問させていただきます。

まず一番の、共同墓地のごみ収集の進捗状況について質問させていただきます。

六月定例会の一般質問において共同墓地のごみ収集について質問したところ、「管理者の方々の高齢化により搬入が困難になることが考えられます。よって、今後どうあるべきか課題を把握し、解決するための方策について、実情を把握し、要件を整理した上で指針を定め基準を作っていきたいと考えております。」と答弁がありました。そこで課題を把握するために、どのようなことをしたのか御答弁ください。

○議長（吉田雅範）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

課題を把握するため、市内の共同墓地にアンケート調査を行いました。

調査結果五十七地区の墓地に対し、三十七地区の回答があり、六六・六パーセントの回答率でありました。

回答の内容につきましては、処分の方法について、「一、所有者が持ち帰っている。」が二十一地区。「二、管理者が行っている。」が十一地区。「三、所有者が持ち帰っているが、管理者等も処分している。」との回答が五地区でした。

共同墓地の管理者が行っている方法としては、自治会指定の集積場に排出を行うなどの回答がありました。

また、困っていることについては、利用者が持ち帰ることになっているが徹底されておらず、回収を希望するなどの回答がございました。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田雅範）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）アンケートの回答率が六六パーセントであるが、また回答されていない方の意思、意向の確認は今後どうされるのかお答えください。

○議長（吉田雅範）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

このアンケートにつきましては、墓地の管理者に対し現在の管理者の確認とそれに伴う墓地の管理方法についてお尋ねしております。

議員御指摘のとおり、約半数強の回答をいただいておりますが、残りの方々の回答につきましては、御意見を頂戴すべく引き続き墓地管理担当の生活環境課とともに意思確認を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田雅範）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実） それでは、この要件をまとめていくということですが、また実情と基準・指針について質問させていただきます。これも六月定例会の一般質問で「要件を整理した上で指針を定め基準を作っていきたいと考えております。」と答弁されましたが、どのような基準を作られたのかお答えください。

○議長（吉田雅範）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭） 八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

五條市共同墓地ごみ収集要綱を制定し、アンケートの要望に応えるようにいたしました。概要につきましては、共同墓地のごみ処理について、管理者の高齢化や輸送手段の不足等により、ごみの収集が困難である共同墓地に対して、市がごみ収集を行い、住みよいまちづくりを推進することを目的といたします。

対象の墓地については、一、五條市内に存在し、自治会等を通じ、地域住民によって管理及び運営されている共同墓地。二、管理者によるエコ・リレーセンターごじょうへのごみの搬入が困難と認められる共同墓地と定めております。

収集対象となるごみは、燃えるごみや缶、その他燃えないごみですが、条件としまして、お持ち帰りが可能なものはお持ち帰りいただくことを条件としております。

周知方法については、現在、把握している墓地に対し要綱やパンフレットを送付する準備をしております。

申請があつた対象となる墓地については、収集希望日の二週間前までに申請をしていただき、収集を行っていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田雅範）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実） 申請が二週間前にあつたら収集に行ってくれるということですが、これからまたお彼岸があつてお供え物とかが増えたりすると思うのですけれども、これが重なったときに、収集する日をまずエコ・リレーセンターごじょうへ共同墓地から電話があつた方々

に行く日を指定してもらえるのか、それか二週間後の日にちの通知というのをを行うのかどうかお答えください。

○議長（吉田雅範）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

五條市共同墓地ごみ収集申請書、様式第一号の様式に収集希望日を申請者の方から、いつ幾日の午前に来てください、午後に来てくださいという希望日を書いていただきます。その共同墓地の管理者の氏名と場所を書いていただきますと、五條市の方からその希望日に沿うように行かせていただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田雅範）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）そのようにしていただくと、共同墓地の管理も今後高齢化が進む中で、していきたくなると思うので、本当に前向きな答弁をいただいて、またこれが割と早期に実現できることを感謝いたしまして、ありがとうございます。

それでは、続きまして上野公園のひまわり園について質問させていただきます。

上野公園のひまわり園についてですけれども、ごみの減量化に向けての取組として枯れ葉等、以前はごみとして焼却処分していたが、また、やまとクリーンパークの負担金を削減しようという思いで、堆肥化することでごみ削減に向けた取組を行っていたというところでございます。

完成した堆肥は市民の皆様配布したり、ひまわり園に使い、循環社会の推進事業を実施していただいているところでございますけれども、そのひまわり園を毎年楽しみにされている市民の皆様や写真に収めようと他市から多数の観光客が訪れています。

また今年は、新型コロナウイルス感染症の感染防止を鑑み、ひまわり園の植栽は中止と聞いておりますが、五條市民の憩いの場として定着しているひまわり園の植栽を中止するといえ土地の管理は行う必要があると考えますが、今後どのようにされるのかお答えください。

○議長（吉田雅範）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

令和二年度のひまわり園については、毎年県内のみならず他府県からの観光客が多数見学に来られることから、屋外とはいえ新型コロナウイルス感染症の感染防止を鑑み、ひまわり園の植栽は中止しております。

また、ひまわり園の植栽を中止するといえ、土地の管理は行う必要があります。そのため農地の保全管理という観点で、今年度九月下旬

までに菜の花を十三ヘクタール植栽予定であり、来年の三月上旬に開花予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田雅範）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）管理をしていただいて、菜の花ですかね、植えていただくということですが、今上野公園、一応中はトラクターか何かですてきれいにしていると思うんですけども、中はちゃんとすいてあるんですけども、畑のあぜということですかね、草が私の胸の高さくらいまで伸びて市道の方に飛び出していると、上野町の水路のあたりもかなり市道の方に草が伸びきって、市道の方に五〇センチ以上ですかね、草が伸びて飛び出している状態なんですけれども、やはりあそこをすいていただくのであれば、あぜの道の方だけでも、また市道にかかっているんで、あの辺の草もしっかりと刈っていただいて、あそこは歩道がないので、あそこを歩かれる方々が大変危険な状態になりますので、その辺も今度植栽するときにでも構いませんので、草の管理もしっかりとさせていただきたいと思っております。その辺どうですか。

○議長（吉田雅範）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

議員お述べのとおり、市道にも草がいつているということなので、植栽するときにしっかりと確認させていただきまして、対応できるものは対応していきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田雅範）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）この上野公園、普段から土日、高校生やら、お散歩やら、あそこで走っている方もおられますので、他市から来られる方もおりますので、やはり管理というのをしっかりとさせていただきたい。またこれもSNSのフェイスブックやタイムライン等で、ひまわり園は今年はないのかという本当に残念な声がSNSを通じて上がっております。また五條市でも広報でも写真を使ったりもしておりますので、やはり五條市のメインとなる、また定着してお年寄りやお子様、また県外の方々も楽しみにしていただいておりますのに中止になったというところで、やはり市民の憩いの場という観点からも今後管理をよろしくお願いしておきます。

答弁は結構です。

続きまして、ICT（情報通信技術）の環境整備について質問させていただきます。

まず（一）の臨時休業中の学習指導について質問させていただきます。これも六月定例会の一般質問でさせていただきましたが、まず端末機器の導入の進捗状況について質問させていただきます。

休業中の子供の学びの保障であるICTの導入の状況をお答えいただけますか。

○議長（吉田雅範） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

休業中も子供の学びを保障できる環境を整えることは大切にしていかなければならないと考えています。

国のGIGAスクール構想の前倒しを受けて本市でも一人一台の端末機器を学級数分も含めて一千七百三十四台整備します。七月九日に県の共同調達を行う業者が決定しました。現在端末機器を調達中で十月には納入が完了し、設定を行います。そして十一月一日より五年間のリース開始とともに学校での使用が可能となるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実） 五年間のリースということですね。はい。

それでは二番の校内通信ネットワーク整備の進捗状況についてお答えください。

○議長（吉田雅範） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 八番福塚議員の御質問にお答えを申し上げます。

校内通信ネットワーク整備についてはネットワークの委託業者の入札を八月二十八日に行い業者が決定いたしました。今後、打ち合わせを行い十月頃から工事を行う予定しております。工事は既存のWiFi環境のない中学校から行い、三月十日までには三中学校と四小学校で高速大容量の校内通信ネットワーク整備と充電保管庫を整備する予定でございます。

工事を行わない小学校でも既存のWiFi環境で活用していく予定をしております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）それでは今後についてです。秋、冬、新年に向けて新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの流行が懸念されていますが、その中で早急な対応を求められています。どのように取り組むのかお答えください。

○議長（吉田雅範） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 八番福塚議員の御質問にお答えを申し上げます。

学校では中学校は校内通信ネットワーク環境が整ったところから端末機器の使用が可能となります。

今後使用に関するルール作りが必要となりますが、十一月から基本的に端末機器を家庭に持ち帰ることが可能となるところでございます。以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実） 端末機器のリースは十一月一日から導入できるということで、そして十一月から基本的に端末機器を持って帰れると。これは全部の人が持って帰れるのか、一部の人の人なのか、その辺はどうなんですか。どういうふうな形で持って帰れるようにするのか教えてもらえますか。

○議長（吉田雅範） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 八番福塚議員の御質問にお答えを申し上げます。

今後、使用に関するルールというのはこれから作っていくわけですが、その中で決めていくこととなりますが、基本持ち帰り可能となりますので、持ち帰ろうと思えば全員が持ち帰れるというような状況でございます。

以上でございます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実） 全員が持ち帰れる環境には十一月にはなっているということですが、家庭によってWi-Fiルーター等の整備等もできていないところもあると思うので、その辺の確認がこれからルール作りの中で行われるということですか、それをお答えください。

○議長（吉田雅範） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 八番福塚議員の御質問にお答えを申し上げます。

議員お述べのとおり家庭でのWi-Fi環境の整備とかもございますので、整ったところから持ち帰ることは可能になるということ、た

だ御家庭にタブレット・パソコンをお持ちの方は学校のものを持って帰る必要はないということです。以上でございます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田雅範）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）これも本当に難しいことですが、それも順序よく進めていただいで皆さんが平等に使えるようになるようにお願いしておきます。

続きまして、ICTの（二）ですけれども、ICT（オンライン）学習における教員、児童・生徒の指導について質問させていただきます。ICTオンライン授業で児童・生徒の技術的支援サポートが必要になってきますが、また教員の技術の向上が直接児童・生徒の学習能力に影響してくると思います。今現在、GIGAスクールサポーターであったり、ICT支援員ですかね、そういう方々のサポートをどのように取り組まれておるのかお答えください。

○議長（吉田雅範）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）八番福塚議員の御質問にお答えを申し上げます。

教員のICT活用力が向上することにより、子供たち一人一人の学びに対応したきめ細やかな指導や双方向型の授業展開などが可能となります。そのため端末機器の導入、校内通信ネットワーク整備などICT整備の初期対応には技術的な支援や研修、また学校や保護者の問合せに対応するGIGAスクールサポーターと実際に学校へ出向き、授業支援や助言、校務支援を行うICT支援員が必要となります。

本市では現在、月二日ICT支援員が各校を回り、教員研修や授業支援を行っています。端末機器の大量整備に伴い九月の補正予算で計上しているGIGAスクールサポーターを県域で共同調達すること、ICT支援員を各校に週一回派遣して充実させることで、ICT学習における教員及び児童・生徒の活用力の向上が図られると考えています。

またあわせてWiFi環境のない家庭にはWiFiルーターを十一月から貸し出せるよう準備を進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田雅範）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）WiFiルーターも十一月から貸し出す、そしてタブレット端末機器も十一月から貸し出せるということですね。それまではルール作りとその家庭がどういう状況かというのも……、まだその辺は学校では把握していないんですかね。その辺お答えください。

○議長（吉田雅範） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 八番福塚議員の御質問にお答えを申し上げます。

今、W i f i 環境につきましては、最終の調査中でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実） もう九月ですので十一月頃に使えるようにしようと思えば、もう一箇月ちょっと、議会が終わったら一箇月ほどしかないと思うのですけれども、子供の学習を止めないためにもよろしくお願いいたします。

今年には児童・生徒を含め学校の新型コロナウイルスによる停滞で、父兄・保護者の不安が問題になりました。文部科学省初等中等教育局が示す新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童・生徒の学びの保障総合パッケージでも示されて、G I G A スクール構想を前倒しして行うこととなり一人一台の端末機器が必要となりました。また十一月から端末機器を貸出しできるように準備を進めているとの答弁でしたが、まだ課題があるように思われます。

またネットワーク環境を整備する目的は子供たち一人一人の個性に合わせた教育の実現であり、また特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たちを一人残すことなく公正に個別最適化され、資質能力が一層確実に育成できる教育 I C T 環境の充実した五條市になるように取り組んでいただきたいと思うのですけれども、この G I G A スクールの文部科学省が示しております I C T の利用状況というのが、O E C D、経済協力開発機構、これはアメリカやらヨーロッパやらドイツやら主要先進国三十七箇国ですかね、ある中で、日本が最下位という、デジタル、I C T に関する教育の水準が世界で最下位となっておりますので、やはりいきなり取り組むといっても、そういうノウハウが日本にないのではないかなと、本当に懸念されておるところでございますけれども、それが本当にすんなりいけばいいんですけども、私の子供も今オンライン授業を大学生ですけれどもやっております、その大学の先生もオンラインを通じてちよつと私、個人的に質問させてもらったんですけども、このオンライン授業というのも大学の先生も未経験で大変苦労されたらと、寝る間を惜しんでいるような資料を参考にしてそして海外の授業の内容、どういうふうな形で進めていくのか、手当たり次第、つまむのではなくて、流れというのが、オンライン授業がスムーズにいくかというのが本当に問題らしいですね。いいところで言えば、先ほど言わせてもらった不登校の子であったり病気をされている方であったり、また病気で長期入院されている方もオンラインであれば友達と一緒に授業が受けられる。こういういい面もあるんですけども、

ちゃんとスケジュール通り進めていくのに、まだ取りかかったところなのでそれが本当にうまく進んでいるのか、まだ手探り状態という形でした。……先生の答えですよ、大学の先生の。その先生らでも苦労されているので、さっきのGIGAスクールサポーターですか、そしてICTの技術支援員、この先生方の指導が本当にちゃんと教員の方々が飲み込んで、その教員の方々が生徒に教えるわけですから、大変ハードルが高いと思うのですけれども、その辺の検証というのも今後必要だと思うのですけれども、その辺どうですか。

○議長（吉田雅範） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 八番福塚議員の御質問にお答えを申し上げます。

議員お述べのように、すぐ端末機器が入ってすぐに使えるというようなことではないと思います。そのためにGIGAスクールサポーターというのを準備いたしましたしてICT環境の児童・生徒の使用マニュアルの作成であるとか、また使用方法の周知、問合せなどにその方々に対応してもらおうということで、GIGAスクールサポーターの方を県域で共同調達をしたいというふうに考えておるところでございます。

またICT支援員につきましては、今も月に二日来ていただいておりますが、校内の先生方に授業の支援であるとか校内の支援をお願いしてスキルの上達ができるようにということで雇用していきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実） GIGAスクールサポーター、ICT技術支援員の方々、本当に今来てくれているのをもう少し増やして来ていただくというところで、この人らの責任も重いと思うのですけれども、今後オンライン授業等が進んでいく中で、どこかの時点でオンライン授業がスムーズにいつているかというの、教育委員会、学校としても検証をする必要がどこかであると思うのです。一箇月に一回か、半年に一回か、本当に充実した授業が行われているのか。また教員の個人的なスキルの違いも出てくると思うので、やはり一人一人取り残さず教育というのは公平公正に行わなければならない、その中でオンライン授業の進捗とか子供たちの読解力、これもどこかで検証する必要があると思うのですけれども、その検証する、読解力がどこまで理解できているかという検証するタイミングというのですかね、その辺も…、子供はやっぱり一学期、二学期、決められた学業の中で進んでいる中で、本当にオンライン授業が子供たちに有意義に進捗しているか、また定着していけるのかという検証が必要だと思うのですけれども、その辺について教育長お答えください。

○議長（吉田雅範） 堀内教育長。

○教育長（堀内伸起） 八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

今、今度のGIGAスクールの整備のことでいろいろと御指摘をいただきましたけれども、確かにおっしゃっていただいているように、どう使っていくのかというのは課題がまだまだたくさんございます。一つは端末機器が、今申し上げましたように計画を立てて進めておりますけれども、そのとおり納入されるのかという心配も実は一つあるんです。併せてこの指導の仕方とか使い方、これをまず先生方にどう付けていくのか、さっきも御指摘いただきましたけれども、ここの問題が二つ目の大きな問題としてあります。各学校、また先生方によっても知識も、またその技術というのも違いますから、その辺も考えながら進めていかなければならない課題があるのが一つです。

もう一つは、オンラインになりましたから全ての学校の授業が全部オンラインでやるのかということ、決してそうではありません。大切にしなければいけないのは、これまでもやってきた対面において、子供が先生と向き合って、また先生が子供と向き合って指導するということが非常に大切になります。このことはあくまでも授業の中の軸であります。ところが今回のように、休業の部分が出てきたりして、そういうことができないとなったときに、先ほどあったようにオンライン学習の整備ができていないかが決め手になると、そういう観点で進めてまいりたいというふうに思っています。

また各学校では、この休業中にも英語の授業を実際にやっているものを各中学校に回してもらったりとか、学校によっては先生が作ったものを教材として使って回すとかいうようなこともやっていただきましたけれども、お互い双方向で、先生も質問して子供たちも答えるというような部分にならないと本当の活用にはならないだろうと思っております。精いっぱいこの辺の課題を整理しながら、少しでも早く五條市のそういう整備ができるように努めてまいりたいと、こういうふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実） 教育長、教育部長も前向きで、これから手探り状態でオンライン授業、先ほど言っておった少人数化の授業、それも教室でやっているものと自宅でやっているものと二分割して授業を行ってはいけない場合も出てくると思うんですよ、これからね。インフルエンザまた新型コロナウイルス等の感染が収まって、すんなり今までどおりいけば一番問題はないんですけども、やっぱり新型コロナウイルス感染症が第三波、第四波と来たときに、これから冬になれば、より窓を締め切って暖房を付けて、締め切った状態が続いてくる、その中で学校で暖房を効かせながら窓を開けて扇風機回させて、冬になったらできないと思いますので、これから密集度がさらに寒くなれば重なってくる、

学校では特に締め切った状況で授業をしなければいけない、寒い中、窓を開けて雪がちらつく中、窓を開けて授業するわけにはいけないので、その辺も考えてこれからタブレット端末機器を使ったオンライン授業というのは本当に重要になってくる。また世界でも先ほど言わせてもらったように最下位と、ICT環境の授業というのは。そういう状況の中で、入ってきたからさあ授業をしましょうといったも先生の認知度、技術力の向上、そして教育委員会、そしてまた親の理解も、ある程度親も理解してもらわないとなかなか取り組めない、子供が勝手に触っておつてもなかなか、そういうタブレットを使って授業できる家の環境というのも、兄弟やら赤ちゃんとか、小さい子供がおるとかで、なかなかそういう環境が家の中では難しいとか、そういうのもありますので、その辺もこれから今調査段階ということですので、その辺家庭環境もいろいろ関係してくる大きな問題なので、その辺も鑑みて今後ともよろしくお願いしておきます。

続きまして、三番の新型コロナウイルス感染症について質問させていただきます。

まず、(一)のPCR検査の現状について質問させていただきます。PCR検査の流れと五條市民のPCR検査受診者数についてお答えください。

○議長(吉田雅範) 中本すこやか市民部長。

○すこやか市民部長(中本賢二) 八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

奈良県でのPCR検査受診の流れとしましては、午前中に大谷議員の一般質問でお答えしたとおりでございます。感染が疑われる場合につきましては新型コロナウイルス感染症外来への検査場所と検査日程を紹介され受診という流れになっております。

これまでの奈良県でのPCR検査の検査数につきましては、八月三十一日現在で一万四千七百十九件実施されております。県内各市町村別の受診者数につきましては公表されておりませんので、五條市民の検査受診者数につきましては把握していないという状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。(「八番」の声あり)

○議長(吉田雅範) 八番福塚 実議員。

○八番(福塚 実) 五條市、プライバシー等もあって公表されていないということですが、先ほど大谷議員の質問でもあったのですけれども、奈良県で感染者が五百三十何人でしたか、それぐらいおると、割と人数が多い。そして受診者数も一万四千七百十九件実施されているということですが、それを鑑みて、次の二番のPCR検査受診の課題について質問させていただきます。

これは私が聞いたんですけれども、体調が悪く発熱が四、五日続き病院に体調が悪いと問い合わせたところ、発熱、体調不良の、行動を聞

かれます。病院に問い合わせたらどうい状態ですかと、またここ最近新型コロナウイルス感染症の多発している地域へ出かけたことがありますかと、そういうふうな質問を病院でされます。その場合、その病院から保健所の方へ問い合わせさせてPCR検査の受診をしてくださいという流れになるようございます。その人も近親者であったり、お盆に身内の方が帰って来て、また自分が何かの用事でそういう新型コロナウイルス感染症地域の方に出かけなければいけない状況にあつて熱が続く、倦怠感、発熱が続く、病院に問い合わせたと、そのときにとりあえずPCR検査を受けようと思しますので、そして保健所に電話したら、PCR検査を保健所から受けてくださいと病院に言われてされます。その際に病院からも保健所からも公共交通やタクシーの利用を避けて親族か誰かに車で来院をお願いしてくださいと言われるんですね。そして親族が近くにいない人、たくさんおると思うのですよ、五條市民。また自家用車も持っていない方、高齢者も多いので、この方もたくさんおられると思います。その中で公共交通やタクシーを利用しないでPCR検査を受けに行く手段がないと、まず自家用車がない、そのような場合、どのように五條市は対応しているのかお答えください。

○議長（吉田雅範） 中本すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（中本賢二） 八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

奈良県ではPCR検査受診時の移動手段につきましては、他者への感染防止のためタクシーを含む公共交通機関を避けて受診をお願いしているところでございます。

議員御指摘の移動手段が困難な場合につきましては、現在奈良県議会九月定例会の補正予算案におきまして、保健所における感染症対応業務の機能強化としまして、軽症者や感染の疑いのある患者等の移送に対応するため三列シートの患者移送自動車の購入費が上程されておると、そういうところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実） 奈良県議会の方にも上程されたということなんですけれども、多分私もインターネット等で調べてみたら日本交通がしている黒の三列シートの空気清浄機が付いて前にパーティション、運転者と感染者の感染を防ぐという車だろうなと思うのですけれども。一般の方はほとんど受診の際にこの車が利用できるかと言ったら、まず診察ということなので、これが本当に五條市民が利用できるのかなと、台数

がまだ、奈良県議会では何台、多分二台か三台、よくあつて五台程度かな、東京でも五台しかないらしいですけども、それが本当にPCR検査受診に利用できるのかなと本当に疑問に思うんですけども、その辺どうですか。

○議長（吉田雅範）中本すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（中本賢二）八幡福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

何台あれば安心安全なのか、また対応できるのかというのは台数が、五台がいいのか三台でいいのか、一台ではだめなのかというのはなかなか一概には申し上げられないところでございます。ただ対策としましては、そういった専用車を購入しまして交通手段のない方への対応ということでは一定の効果があるのではないかと、そのように理解しておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「八幡」の声あり）

○議長（吉田雅範）八幡福塚 実議員。

○八幡（福塚 実）PCR検査が一万四千七百十九人もおるということで、需要はあると思うんですけど、その中で感染者が五百何人、感染者を考えたらずえに要らないかなと思うけれども、PCR検査を約一万四千人も受診されている、これからもまだ増えていくだろうと、これから秋、冬に、これから爆発的に増えたらPCR検査も増えてくるだろうと、その中でタクシー、一つの例ですけども、私の主観ですけども奈良県議会で三列シートの患者移送車の購入が上程されております。五條市がタクシー会社と交渉して移送の車両を借り上げ、病院までPCR検査の受診者の移動手段として五條市が利用できるようにしていてもいいんではないかなと思います。他市でも専用のタクシーを準備している、また移動手段が困難でPCR検査の受診のため重症化してしまうことがある、これは移動手段がないということでPCR検査の実施をためらってしまうって家で待機して重症化してしまう、これはあつてはならんことだと思うんですけども一人一人の命を守るという観点でも大変重要な問題だと思います。

それと、桜井市では、タクシーに補助金を出して運転席と後ろの席の間にパーティションを付けてシールドみたいにして運転手と後ろに乗せる人の接触を避けるというようなタクシーの運行をしていると聞いております。これはあくまでも桜井市の知り合いに聞かせていただきましたけれども、行政の方で。これはあくまでも観光客、一般の方と運転手の感染を防ぐ、これをPCR検査の受診に使っているものではないんですけども、一応そういう対策を取っていると。私も思うんですけども、JR五条駅前でもタクシーは停まっていますけれども、そういうシールドをしているタクシーは一台もないので、これ内緒で使えといつてもちよつと問題だと思うんですけども。やはり五條市もPCR

検査をスムーズにいけるように、これから何らかの対策をしなければいけない、そして今、南奈良総合医療センターでも桜井市の方でもドライブスルーという形でしておりますけれども、これも自家用車を持つている方限定になってきますよね。また同乗者がPCR検査を受けるときに、まず病院に同乗者が行きますと、車の車種を聞かれます、そして車の番号教えてくださいと、そしてその人はどういう方ですかと問合せして同乗者も病院の方にお知らせして、受診するときには同乗者は車から降りたらいけませんよと、ドライブスルーにきている人の中で感染者がおった場合、外に出てたばこでも吸っておって感染したらあかんとかいろいろあるのですけれども。運転して、同乗してPCR検査に行く方も、もしかしたら同乗して感染していない方でも感染するリスクがあるんですよ、その辺も鑑みて勝手に行けよではなくて、そういうサポートを五條市として今後していただきたい、やはり五條市、特にお年寄り、また山間地域で車の移動で病院までの移動距離が遠いという方、また五條市民でPCR検査を受けようと思ったら南奈良総合医療センターに行かなあかん、徒歩で行けませんやん、自転車で行けませんやん、バイクで行けませんやん、車が必要ですよんか。そういう方々の不便をなくすためにも今後対応を考えていただきたい。それはいろいろ課題をクリアしなければならないと思いますので、私の提案として、タクシーなり何らかの対応を求めていただきたいと思っております、あくまでも提案ですけれども、私らまだ知恵がございませんので、その辺を提案させていただきます、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（吉田雅範） 以上で八番福塚 実議員の質問を終わります。

トイレ休憩並びに答弁補助員の入替えのため、二時三十分まで休憩いたします。
午後二時十二分休憩に入る

午後二時二十九分再開

○議長（吉田雅範） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。

議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確をお願いいたします。

○議長（吉田雅範）次に日程第二、議第四十七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（馬場雅樹）議第四十七号 特別職の職員で非常勤のものものの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正について。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明を求めます。和田市長公室長。

〔市長公室長 和田剛明登壇〕

○市長公室長（和田剛明）ただいま上程いただきました議第四十七号、特別職の職員で非常勤のものものの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の一ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、職員の退職手当に関する条例第十八条に規定する退職手当審査会の委員に対する報酬の額を定めるため、本条例の一部を改正するものでございまして、地方自治法第九十六条第一項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

当該審査会は、市長の諮問に基づき、職員が退職後、禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限、あるいは返納等の処分について審議するために設置されるものでございまして、本市におきましては、過去に当該審査会を開催した経緯はなく、報酬の額が規定されていなかったため、今定例会での提案に至ったものでございます。

それでは、改正内容について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の二ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、改正条例の本則でございしますが、条例別表六十五項の次に六十六項として「五條市退職手当審査会委員」を追加し、報酬の額を「日額一万円」として規定するものでございます。

以下、旅費等の額につきましては、記載のとおり、他の職と同様に規定するものでございます。

本則は、以上でございます。

次に、附則でございしますが、条例の施行日を公布の日として定めております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田雅範）次に日程第三、議第四十八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（馬場雅樹）議第四十八号 五條市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部改正について。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明を求めます。松井教育部長。

〔教育部長 松井和永登壇〕

○教育部長（松井和永）ただいま上程されました議第四十八号、五條市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案書三ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、五條市いじめ問題対策連絡協議会の委員が属する対象機関の一つである奈良県教育委員会事務局において組織改編が行われたため本

条例の一部を改正するもので、地方自治法第九十六条第一項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、改正内容について御説明を申し上げます。

議案書四ページを御覧いただきたいと存じます。

第四条第二項第四号中の「生徒指導支援室」を削除するものでございます。

また、附則でございますが、施行期日を公布の日から施行するとしております。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十二番」の声あり）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）五條市いじめ問題対策連絡協議会等条例の変更ですから、生徒指導支援室は、いじめ問題解決のために大変必要であるし、重要だと思っておりますけれども、なぜこれを削ることになったのか。これに代わる重要なそういう部屋が、機構がつけられたのか、その辺をちよつと説明していただけますか。

○議長（吉田雅範）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）十二番大谷議員の御質問にお答えを申し上げます。

奈良県教育委員会事務局の組織改編で、生徒指導支援室が教育研究所の教育支援部の方でいじめ問題に対応するというふうになりましたもので、今回、生徒指導支援室を削るものでございます。

今後、奈良県教育委員会事務局という形で運用してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田雅範）質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よつて本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よつて本案は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田雅範）次に日程第四、議第四十九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（馬場雅樹）議第四十九号 五條市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明を求めます。中本すこやか市民部長。

〔すこやか市民部長 中本賢二登壇〕

○すこやか市民部長（中本賢二）ただいま上程いただきました議第四十九号、五條市後期高齢者医療に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書五ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の改正につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、文言の整備を行うため、本条例の一部を改正するもので、地方自治法第九十六条第一項の規定により議会の議決を求めるところでございます。

それでは、改正の内容につきまして御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書六ページを御覧いただきたいと存じます。

地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、延滞金の基準となる「特例基準割合」の名称が変更されたため、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改めると共に、所要の改正を行うものでございます。

なお、附則につきましては、第一項で施行期日を、第二項で適用区分について定めております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。
質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田雅範）次に日程第五、議第五十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（馬場雅樹）議第五十号 令和二年度五條市一般会計補正予算（第五号）議定について。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明を求めます。松本総務部長。

〔総務部長 松本成人登壇〕

○総務部長（松本成人）失礼いたします。

ただいま上程されました議第五十号、令和二年度五條市一般会計補正予算（第五号）議定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の令和二年度五條市一般会計補正予算（第五号）のページを御覧いただきたいと存じます。

このたびの補正でございますが、歳入歳出予算、債務負担行為及び地方債の補正でございます。歳入歳出予算につきましては、その総額にそれぞれ四千四百五十八万二千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二百五十九億六十五万一千円とするものでございます。

この歳入歳出予算の補正では、国の二次補正による第二次の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を財源とした新型コロナ

ウイルス感染症対策事業としまして歳出予算に十三事業、合計で一億八千八百九十八万円を計上いたしており、また、それ以外の増額補正を六事業、合計二千四百五十二万六千円計上いたしております。

そして、この補正予算では、新型コロナウイルス感染症の影響により縮小・中止した十八事業、事業の見直しにより減額した六事業、国庫補助金等の内示額減により縮小した三事業について、歳出予算から合計で一億六千八百九十二万四千円を減額いたしており、これら増額及び減額の差し引きが、今回の補正予算総額四千四百五十八万二千円となるものでございます。

それでは、歳出予算の補正から御説明申し上げます。

恐れ入りますが、十三ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、二款総務費、一項総務管理費、七目企画費の三千百十四万円でございますが、コミュニティバスにおける新型コロナウイルス感染症防止対策として、なつみ台の小学生のバス通学に対応する続行便車両購入の経費として、十一節役務費、十七節備品購入費、二十六節公課費に所要の額を計上いたしております。

また、十二節委託料でございますが、前述の新規購入するコミュニティバス続行便に係る地域公共交通運行業務委託料の増額分百七十七千円と、本年十月からの本市と十津川村による連携コミュニティバスの運行開始に伴う、五條市コミュニティバス南奈良総合医療センター通院ラインの減便による同運行業務委託料の減額分五十万三千円との差額五十七万四千円を計上するものでございます。

そして、十八節負担金補助及び交付金の二百二十二万円でございますが、コロナ禍においても運行を継続しているバス、タクシー会社への支援給付金を予算化するものでございまして、消毒、飛沫感染防止など、感染症対策に要する経費等に対する支援として、バス会社一業者には市内七路線分として百万円、タクシー会社には、一台当たり普通自動車二万円、ジャンボタクシー三万円、マイクロバス四万円の定額を給付するため、所要の額を計上するものでございます。

なお、これら経費の財源は、全額国庫支出金として見込んでおります。

次に、八目電子計算費、十二節委託料の二百三万二千円でございますが、窓口証明書等申請支援システムの追加配備に係る委託料でございます。まして、窓口でマイナンバーカードまたは運転免許証を読み取ると、住所・氏名等が印字され申請書等が出力される読み取り機を二台追加して四台の配備とするため、所要の額を計上するものでございます。

なお、この財源は、全額国庫支出金を見込んでおります。

次に、十五目大塔支所費、十八節負担金補助及び交付金の五十万円の減額でございますが、大塔元気まつりの中止による補助金予算の減額でございます。

次に、二項徴税費、二目賦課徴収費、十二節委託料の七百十五万円でございますが、一つ目の土地家屋登記履歴システム構築業務委託料二百三十二万一千円につきましては、法務局からの情報をオンラインで受け取り課税事務等に活用でき、また利用者が法務局へ出向かずとも最新の登記情報を確認できるシステムを導入するため、その所要額を計上するものでございます。

二つ目の地番図等公開システム導入業務委託料四百八十二万九千円でございますが、インターネット公開型GIS、地理情報システムを活用し、これまでは税務課窓口でのみ閲覧可能であった地番図データを市のホームページで閲覧できるようにするもので、窓口業務等の効率化、また新型コロナウイルス感染症防止対策に資する同システム導入のため、その所要額を計上するものでございます。

なお、これらの財源は、全額国庫支出金として見込んでおります。

次に、十四ページを御覧ください。

三項戸籍住民基本台帳費、一目戸籍住民基本台帳費、十一節役務費の百七十七万八千円でございますが、本年五月二十一日付の国からの通知により、マイナンバーカードの郵送方法が本人限定郵便から簡易書留郵便に緩和されたことを受け、マイナンバーカードの交付件数が増加する中、窓口の混雑緩和を図るため、申請受付後のカード郵送に要する郵便料を計上するものでございます。

なお、この財源は、全額国庫支出金として見込んでおります。

次に、十二節委託料の百七十四万九千円でございますが、マイナンバー制度運用に係る戸籍附票との連携に伴うシステム設定変更業務委託料を追加するものでございまして、既存の住民基本台帳システムと戸籍附票システムを連携させるためのシステム改修を行うため、所要の額を計上いたしております。

なお、この財源は、全額国庫支出金として見込んでおります。

次に、三款民生費、一項社会福祉費、八目老人福祉費の十節需用費と十二節委託料の減額、合計四百七十八万五千円は、五條市敬老会と西吉野長寿ふれあい健康まつりの中止による予算の減額でございます。

そして、十八節負担金補助及び交付金の七百五十五万一千円でございますが、本年十一月に介護施設を開設予定の社会福祉法人に対して、当該施設の備品等購入に係る介護施設開設準備経費補助金を交付するため、所要の額を計上いたしております。

なお、この財源は、全額を県支出金として見込んでおります。

次に、二項児童福祉費、六目児童福祉施設費、二十二節償還金利子及び割引料でございますが、新型コロナウイルス感染防止対策による登園自粛要請に係る令和二年三月分の保育料及び給食費の返還額が確定したため、当該返還金について、所要の額を計上するものでございます。

次に、十五ページの八目放課後児童健全育成事業費、十節需用費の三万六千円でございますが、牧野学童保育所増築に際し、増築工事の間の代替施設に係る令和二年十月から令和三年一月までの光熱水費の所要額を追加するものでございます。

次に、十一節役務費から十四節工事請負費までの合計二千三百八十三万七千円の減額でございますが、一つは、五條小学校学童保育所の整備時期の見直しによるものでございまして、新型コロナウイルス感染防止対策に係る臨時休業等により、工事を予定していた夏季休業が短縮されたため、工事着手時期を本年六月から令和三年六月にしたことによる工事請負費、監理業務委託料等予算の減額でございます。

二つ目は、五條東小学校学童保育所の整備場所を再検討することになったため、設計業務委託料等を減額するものでございます。

次に、二十二節償還金利子及び割引料でございますが、新型コロナウイルス感染防止対策による登園自粛要請に係る令和二年三月分の学童保育料の返還額が確定したため、当該返還金について、所要の額を計上するものでございます。

次に、三項生活保護費、一目生活保護総務費、十二節委託料の六十六万円でございますが、生活保護システムの改修業務委託料でございますが、生活保護法の一部改正により、令和二年十月から開始される日常生活支援居住施設の施行内容の詳細が確定したことから、当該事務の処理に必要なシステム改修に係る所要の額を計上するものでございます。

なお、この財源のうち、三十三万円を国庫支出金として見込んでおります。

次に、四款衛生費、一項保健衛生費、二目予防費の二千九十九万九千円でございますが、再度の感染拡大に備えた医療体制の整備を行うものでございまして、発熱患者診察室の整備工事費として一千八百九万五千円、エアレント電気設備工事費として二十万円、そして、エアレント、クリーンパーティション等の備品購入費として三百六十六万一千円など、所要の経費を予算計上するものでございます。

なお、これらの財源は、全額国庫支出金として見込んでおります。

次に、十六ページ、三目母子保健費の二百二十二万三千円の減額でございますが、健康と福祉のフェスティバルの中止による当該予算の減額でございます。

次に、八目斎場費、一節報酬二十万円の減額でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響が経済や家計に及ぶなか、斎場使用料に係

る今年度の審議を中止したため、審議会委員報酬の予算を減額するものでございます。

次に、十一目保健福祉センター費、二十七節繰出金の八百九十七万円でございますが、大塔診療所特別会計への繰出金でございますが、同特別会計における新型コロナウイルス感染症対策事業としての医療機器の整備に係る経費、そのほか派遣医師に係る経費の予算補正のため、繰出金を追加するものでございます。

なお、この財源のうち、七百六十五万円を国庫支出金として見込んでおります。

次に、十七ページ、四款衛生費、二項清掃費、二目塵芥処理費、一節報酬二十万円の減額でございますが、先ほどの斎場費と同じく、一般廃棄物処理手数料等に係る今年度の審議を中止したため、審議会委員報酬の予算を減額するものでございます。

そして、十二節委託料の看板製作委託料二百二十万円の減額でございますが、一般会計補正予算（第四号）において、新型コロナウイルス感染症対策事業としての看板製作に必要な予算を六百五十八万四千円計上いたしましたので、当初予算に計上しておりました分を減額するものでございます。

次に、三目し尿処理費、十八節負担金補助及び交付金の百五十万円の減額でございますが、新し尿処理施設周辺環境整備事業に係る地域振興事業の中止により、同事業交付金の予算を減額するものでございます。

次に、五款農林業費、一項農業費、三目農業振興費の十節需用費と十一節役務費の合計十二万円の減額でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響による人・農地問題解決推進事業の縮小に伴う予算の減額でございます。

そして、十八節負担金補助及び交付金の四千四百五十八万七千円の減額は、強い農業づくり対策事業補助金及び経営体育成支援事業補助金が採択されなかったため、その予算を減額するものでございます。

次に、十八ページの、二項林業費、二目鳥獣対策費、十四節工事請負費の九十万円の減額でございますが、事業見直しによるジビエール五條施設のひさし増設工事の延期によるものでございます。また、十五節原材料費の四千四百六十四万一千円の減額でございますが、県補助金であります鳥獣被害緊急対策事業費補助金の本年度の内示額が当初予算に係る額より減少したことによる当該事業予算の減額でございます。

次に、六目林産物加工施設費でございますが、林産物加工施設の本格稼働に伴い、この目内の各経費について本年度の所要額を精査し、十節需用費から十八節負担金補助及び交付金までに記載のとおり予算を減額または増額し、全体で差引き六百二十二万円を減額するものでございます。

次に、六款商工費、一項商工費、二目商工振興費の四千七百四万円でございますが、収入が減少した中小企業者等への家賃支援給付金を予算化するものでございまして、国の家賃支援給付金を受けた事業者に対し、自己負担分である家賃の三分の一について、その二箇月分を給付するため、十八節負担金補助及び交付金の中小企業等家賃支援給付金四千七百万円等、所要の経費を計上するものでございます。

なお、これらの財源は、全額国庫支出金として見込んでおります。

次に、十九ページ、三目観光費の一千二百三十万円の減額でございますが、萌桜まつり、吉野川祭りの中止、吉野川活性化プロジェクトの一部イベント中止に伴う当該予算の減額でございます。

次に七款土木費、四項都市計画費、一目都市計画総務費でございますが、賑わい創出マルシェの中止により十一節役務費三万五千円及び十二節委託料のうち賑わい創出マルシェ広報事業委託料十七万円を減額するものであります。

そして、十二節委託料の都市計画情報公開システム導入委託料七百四十一万四千円につきましては、インターネット公開型GISを活用し、本市の都市計画情報等を市のホームページで閲覧できるようにするもので、窓口業務等の効率化、また感染防止対策に資する同システム導入のため、所要の額を計上するものでございます。

なお、このシステム導入委託料の財源につきましては、全額国庫支出金を見込んでおります。

次に、二十ページ、六項下水道費、一目下水道整備費の十一節役務費から十八節負担金補助及び交付金まで、合計二百四十四万九千円の減額でございますが、市街地一斉泥上げの中止による当該事業予算の減額でございます。

次に、八款消防費、一項消防費、二目非常備消防費、十二節委託料の消防団操法事業委託料二百万円の減額でございますが、本年度の奈良県消防操法大会の中止による予算の減額でございます。

次に、九款教育費、一項教育総務費、二目事務局費でございますが、当初、リースによる配備を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業として、本年度、買取りにより配備することとし、十三節使用料及び賃借料の電算機使用料の七百万円を減額し、十七節備品購入費に四千四百万円を計上するもので、Web会議ができるネットワーク端末機器購入に係る所要の額を計上するものでございます。

なお、この財源は、全額を国庫支出金として見込んでおります。

次に、二十一ページ、三目教育振興費、十二節委託料の八百六万円でございますが、学習保障等に係るICT教育の推進を図るため、小・

中学校にGIGAスクールサポーター及びICT支援員を置き、子供たちの学びを保障できる環境を実現させることを目的とするもので、GIGAスクールサポーター業務委託料五百七十五万円及びICT支援員業務委託料の追加二百三十一万円を計上するものとございます。

なお、これらの財源は、全額国庫支出金として見込んでおります。

次に、二項幼稚園費、一目幼稚園費、十八節負担金補助及び交付金の一千四百四十三万二千円でございますが、当初予算編成時より一名増となったちびん保育園と、今年度新規に三名通園することとなりました花吉野えんめい保育園に対する当該増員分の施設型給付費について、所要の額を追加するものとございます。

なお、この財源のうち、四百十九万五千円を国庫支出金として、三百六十一万七千円を県支出金として見込んでおります。

次に、五項高等学校費、一目学校管理費の減額でございますが、新型コロナウイルス感染症防止対策に係る五條高等学校賀名生分校休業に伴うもので、七節報償費の八十八万円の減額は、農業実習日数が削減されたことにより実習謝礼金を減額するもの、十二節委託料の七百四十四万二千円の減額は、農業実習用送迎バス運行に係る送迎業務委託料の減額と、寄宿舎の閉寮等による給食配送業務委託料を減額するものとございます。

次に、二十二ページ、六項社会教育費、十三目五條文化博物館費の百三十七万円の減額でございますが、特別展等の展示事業縮小に係る事業費見直しにより、当該事業縮小に係る予算を減額するものとございます。

次に、十七目町並保存総務費の百四十万円の減額でございますが、伝建地区選定十周年記念事業、伝建地区活性化補助金事業の中止に伴い、十二節委託料及び十八節負担金補助及び交付金の当該事業に係る予算を減額するものとございます。

次に、七項保健体育費、一目保健体育総務費、十節需用費の六十二万二千円でございますが、学校における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に係る支援として、衛生用品等消耗品の購入に要する予算を追加するものとございます。

なお、この財源は、全額国庫支出金として見込んでおります。

次に、二目保健体育振興費の百四十六万二千円の減額でございますが、令和二年四月に開催予定であったオリンピック聖火リレーの延期に伴い、十二節委託料の会場設営等委託料五十万円及び十八節負担金補助及び交付金のオリンピック聖火リレー事業負担金の一部九十六万二千円を減額するものとございます。

次に、二十三ページ、十二款予備費、一項予備費、一目予備費の一千万円でございますが、今年度に入り、新型コロナウイルス感染症対策

に係る経費の支出に対し多くの金額を充用した予備費予算につきまして、今後の非常事態に備え、この金額を追加するものでございます。歳出は、以上でございます。

続きまして、歳入予算の補正について御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、八ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入の項を御覧いただきたいと存じます。

歳入予算につきましては、十三款分担金及び負担金において二千八万八千円の減額を、十四款使用料及び手数料において百二十六万四千円の減額を、十五款国庫支出金において二億百一十万一千円の増額を、十六款県支出金において六千二百九万二千円の減額を、十九款繰入金において三千六百六十七万一千円の減額を、二十一款諸収入において十万四千円の減額を、二十二款市債において三千六百三十万円を減額し、歳出との均衡を図った次第でございます。

なお、国の二次補正による第二次の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、本市の交付限度額四億九千四百四十一万三千円のうち、予算化をしましたのは、今回の一億七千四百四十一万六千円を合わせまして、累計で四億三千九十二万六千円でございます。予算化がまだの額は六千三百四十八万七千円となっております。この交付金につきましては、今後も、本市の状況、新型コロナウイルス感染症の状況等を注視、把握しながら、より有効な事業等に活用してまいります。

それでは、次に、五ページの債務負担行為補正を御覧いただきたいと存じます。

まず、債務負担行為の追加でございますが、五條・十津川連携コミュニティバス運行事業につきましては、期間を令和二年度から令和三年度、限度額を二百六十二万六千円とするもので、既存の路線バス十津川線が、利用者の減少により国及び県補助金の交付対象外となることから、本市と十津川村が連携し、本年十月一日から新たに十津川温泉から五條バスセンター、南奈良総合医療センターを経由し、近鉄福神駅の間を往復する連携コミュニティバスを一日一往復運行するための事業費であり、その運行に係る契約期間が本年十月一日から令和三年九月三十日までとなるため、債務負担行為を設定するものでございます。

次に、(仮称)にぎわい棟整備事業につきましては、期間を令和二年度から令和三年度、限度額を一億六千五百万円とするものでございまして、当事業における工事の実施について、新庁舎と同時の竣工に向け、債務負担行為を設定するものでございます。

そして、債務負担行為の変更でございますが、新庁舎ネットワーク機能移転事業につきましては、新庁舎竣工後の円滑かつ速やかな情報ネットワーク環境の構築のため、早期の契約と十分な準備期間を要することから、今回の補正で債務負担行為に新庁舎ネットワーク構築に係る

業務委託分を加えまして、期間を令和二年度から令和三年度に、限度額を一億二千百万円に変更するものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「七番」の声あり）七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）十四ページの民生費、八目老人福祉費、十八節の負担金補助及び交付金、介護施設開設準備経費補助金、十一月に福祉施設ができるような話ですけれども、詳しく説明をお願いします。

○議長（吉田雅範）平田あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（平田耕一）七番岩本議員の御質問にお答えします。

この施設につきましては、小規模多機能型居宅介護事業所というものが、五條東中学校区に新たに建設されることにより、奈良県の施設開設準備経費等支援事業補助金を交付するものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（吉田雅範）七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）十五ページの衛生費、二目予防費、十四節工事請負費で、発熱患者診察室設置工事、エアレントというような話で、この場所はどこにされるのですか。

○議長（吉田雅範）中本すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（中本賢二）七番岩本議員の御質問にお答え申し上げます。

こちらの設置工事につきましては、五條病院敷地内を予定しておるところでございます。

まずこちらの方の状況でございますけれども、発熱外来の方を今応急診療所の方で、土・日、祝日対応しておるところでございます。その他の対応を、発熱患者専用の対応ということで、こちらの方の工事をさせていただいているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田雅範）質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田雅範）次に日程第六、議第五十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（馬場雅樹）議第五十一号 令和二年度五條市介護保険特別会計補正予算（第一号）議定について。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明を求めます。平田あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 平田耕一登壇〕

○あんしん福祉部長（平田耕一）失礼します。

ただいま上程されました議第五十一号、令和二年度五條市介護保険特別会計補正予算（第一号）議定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の令和二年度、五條市介護保険特別会計補正予算（第一号）を御覧いただきたいと存じます。まず、一ページについて御説明申し上げます。

今回の補正予算額につきましては、歳入歳出予算額にそれぞれ六千六百二十万五千円を追加し、歳入歳出の予算総額を四十二億六千六十万五千円とするものでございます。

それでは、五ページの歳出から御説明申し上げます。

四款基金積立金、一項基金積立金、一目介護保険財政調整基金積立金五千三百九十七万九千円につきましては、令和元年度決算余剰金から、償還する金額を差し引いた残高から基金へ積み立てるものでございます。

次に、五款諸支出金、一項償還金及び還付加算金、三目償還金一千二百二十二万六千円につきましては、令和元年度介護保険特別会計の精算によります、地域支援事業の国庫・県費・支払基金への返還金でございます。

次に、四ページの歳入につきまして御説明を申し上げます。

三款国庫支出金、一項国庫負担金、一目介護給付費負担金四百九十八万四千円につきましては、過年度分の精算によります介護給付費負担金の追加でございます。

次に、四款県支出金、一項県負担金、一目介護給付費負担金二百七十六万四千円につきましては、過年度分の精算によります介護給付費負担金の追加でございます。

次に、五款支払基金交付金、一項支払基金交付金、一目介護給付費交付金二百六十五万円につきましては、過年度分の精算によります介護給付費負担金の追加でございます。

次に、八款繰越金、一項繰越金、一目繰越金で、前年度繰越金五千五百八十七千円を追加いたしまして、歳入歳出の均衡を図ったものでございます。

以上で、提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田雅範）次に日程第七、議第五十二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（馬場雅樹）議第五十二号 令和二年度五條市大塔診療所特別会計補正予算（第一号）議定について。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明を求めます。中本すこやか市民部長。

〔すこやか市民部長 中本賢二登壇〕

○すこやか市民部長（中本賢二）ただいま上程いただきました議第五十二号、令和二年度五條市大塔診療所特別会計補正予算（第一号）議定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の令和二年度五條市大塔診療所特別会計補正予算（第一号）を御覧いただきたいと存じます。まず、一ページにつきまして御説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算それぞれ二百九十七万円を追加して、歳入歳出予算の総額を五千九十七万円とするものでございます。それでは、歳出につきまして御説明申し上げます。

恐れ入りますが、五ページ下段の歳出を御覧いただきたいと存じます。

初めに一款総務費、一項総務管理費、一目業務費、七節報償費の百八十二万円につきましては、医師派遣体制の変更により現計予算に不足が生じることから所要の経費を追加するものでございます。

次に、十七節備品購入費百六十五万円につきましては、購入から七年が経過しているレントゲン画像診断用機器の入替えのための経費でございます。

なお、財源につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するもので、一般会計からの繰入金を見込んでおります。

次に、十八節負担金補助及び交付金の五十万円につきましても、前述のとおり医師派遣体制の変更に伴い減額を行うものでございます。歳出につきましては、以上でございます。

次に、歳入予算につきまして御説明申し上げます。

恐れ入りますが、同ページ上段の歳入を御覧いただきたいと存じます。

三款繰入金、一項他会計繰入金、一目一般会計繰入金八百九十七万円を追加し、電子カルテ更新に充当する市債につきましては、臨時交付金を活用するため、四款市債、一項市債、一目衛生債六百万円を減額しまして、歳入歳出の均衡を図ったものでございます。

以上で、提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田雅範）トイレ休憩のため、三時三十五分まで休憩いたします。

午後三時二十一分休憩に入る

午後三時三十二分再開

○議長（吉田雅範）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（吉田雅範）次に日程第八、認第一号から認第九号までの九議案を一括して議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（馬場雅樹）認第一号 令和元年度五條市一般会計歳入歳出決算認定について。

認第二号 令和元年度五條市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

認第三号 令和元年度五條市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認第四号 令和元年度五條市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

認第五号 令和元年度五條市大塔診療所特別会計歳入歳出決算認定について。

認第六号 令和元年度五條市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認第七号 令和元年度五條市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

認第八号 令和元年度五條市下水道事業会計決算認定について。

認第九号 令和元年度五條市下水道事業会計決算認定について。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明を求めます。小森会計管理者。

〔会計管理者 小森比登美登壇〕

○会計管理者（小森比登美）ただいま上程をいただきました認第一号から認第九号までの令和元年度一般会計、各特別会計、下水道事業会計及び水道事業会計の歳入歳出決算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

別冊の令和元年度五條市歳入歳出決算書を御覧いただきたいと存じます。

二ページから三ページをお開き願います。

五條市会計別歳入歳出決算総括表により、要点のみにつきまして御説明申し上げますので、御了承賜りたいと存じます。

まず、認第一号の一般会計につきましては、予算現額二百四十一億二千八百三十七万四千六百六十円に対しまして、収入済額二百十七億五千九百七十九万六千八百九十六円、支出済額二百十五億四千三万五千八百七十三円でございます。歳入歳出差引額は二億一千九百七十六万一千二百三十三円でございます。

また、翌年度への繰り越すべき繰越事業費は、六億九千八百五十七万四千八百円でございます。

恐れ入りますが、三百九十八ページを御覧願います。

「実質収支に関する調書」でございます。

区分四の「翌年度へ繰り越すべき財源」が、繰越事業費のうち、二千三十六万二千八百円でございます。したがって、区分三の「歳入歳出差引額」から、この区分四の「翌年度へ繰り越すべき財源」を差引きいたしました。令和元年度一般会計の実質収支額は、区分五のとおり、一億九千九百三十九万八千二百二十三円の黒字決算となります。

それでは、先ほどの二ページから三ページにお戻り願います。

続きまして、認第二号の国民健康保険特別会計につきまして御説明申し上げます。

予算現額四十一億九千二百九十二万二千円に対しまして、収入済額三十九億七千六十八万七千三百八十六円、支出済額三十九億四千六百七十五万二千三百二十九円でございます。歳入歳出差引額は二千三百九十三万五千五十七円の決算となります。

この内容につきましては、決算書の四百三十六ページに計上してございますので、後ほど御清覧いただきたいと存じます。

次に、認第三号の墓地事業特別会計につきましては、予算現額二百六十万円に対しまして、収入済額二百三万九千三百九十三円、支出済額二百三万九千三百円でございます。これを差引きいたしました令和元年度の実質収支はゼロ円の決算となります。

次に、認第四号の介護保険特別会計につきましては、予算現額四十一億五千八百五十六万三千円に対しまして、収入済額三十九億三千三百五十一万八千五百九十九円、支出済額三十八億七千七百七十一万八千九百九十九円でございます。歳入歳出差引額は五千五百八十七万九千七百七十円の決算となります。

次に、認第五号の大塔診療所特別会計につきましては、予算現額四千六十万円に対しまして、収入済額三千七百五十二万二千三百七十九円、支出済額三千七百五十二万二千三百七十九円でございます。これを差引きました令和元年度の実質収支はゼロ円の決算となります。

次に、認第六号の農業集落排水事業特別会計につきましては、予算現額三百九万四千円に対しまして、収入済額二百八十九万三千三百七十一円、支出済額二百八十九万三千三百七十一円でございます。これを差引きました令和元年度の実質収支はゼロ円の決算となります。

次に、認第七号の後期高齢者医療特別会計につきましては、予算現額四億七千三百万円に対しまして、収入済額四億六千四百四十五万六千五百円、支出済額四億六千九百九十五万五千五百円でございます。歳入歳出差引額は三十五万六千五百円の決算となります。

次に、認第八号の五條市下水道事業会計につきまして御説明を申し上げます。

別冊の令和元年度五條市下水道事業会計決算書を御覧いただきたいと存じます。

一ページから二ページをお開き願います。

決算報告書により、御説明を申し上げます。

まず、(一) 収益的収入及び支出では、収入第一款 下水道事業収益の決算額は八億九百六十五万六千二百八十円、支出第一款 下水道事業費用の決算額は七億八千六百万九千八百九十円でございます。

次に、(二) 資本的収入及び支出では、収入第一款 資本的収入の決算額は五億三千四百七十万一千円、支出第一款 資本的支出の決算額は、八億四千九百七十四万六千二百二十円でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、三億一千五百万三千六百二十円につきましては、一番下の「表の欄外」にございますとおり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額九百九十万四千五百一十一円と、当年度分損益勘定留保資金二億九千七百四十七万六千三百六十一円と、当年度未処分利益剰余金六万一千三百七十七円と、引継金七百五十六万一千七百三十一円をもって補填した次第でございます。

次に三ページをお開き願います。

(三) 特例的収入及び支出では、特例的収入の決算額は二千三百三十三万八千六百六十一円、特例的支出の決算額は四千十四万七千四百二十四円でございます。

次に、令和元年度五條市下水道事業損益計算書でございます。

下から三行目のとおり、当年度純利益は一千三百六十六万二千二百三十九円でございます。これは、一 営業収益、三 営業外収益、五 特別利益の合計から、二 営業費用、四 営業外費用、六 特別損失の合計を差引きしたものでございます。

なお、下から一行目のとおり、当年度未処分利益剰余金は、一千三百六十六万二千二百三十九円でございます。この剰余金につきましては、四ページをお開き願います。

下の方に、令和元年度五條市下水道事業剰余金処分計算書がございます。

当年度未処分利益剰余金一千三百六十六万二千二百三十九円につきましては、翌年度繰越利益剰余金とさせていただきます。

次に、認第九号の五條市水道事業会計につきまして御説明を申し上げます。

別冊の令和元年度五條市水道事業会計決算書を御覧いただきたいと存じます。

一ページから二ページをお開き願います。

決算報告書により、御説明を申し上げます。

まず、(一) 収益的収入及び支出では、収入第一款 水道事業収益の決算額は十一億五千四百三十八万一千六百一円、支出第一款 水道事業費用の決算額は十億六千七百六十九万九千六百六十四円でございます。

次に、(二) 資本的収入及び支出では、収入第一款 資本的収入の決算額は十億三千八百五十五万七千六百四十六円、支出第一款 資本的支出の決算額は十一億九千四百三十三万八千二百二十六円でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、一億五千五百五十八万五千八百八十円につきましては、一番下の「表の欄外」にございますとおり、過年度分損益勘定留保資金四千三百八十九万七千七百七十七円と、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額七千八百八十一万二千三百三十二円、当年度分損益勘定留保資金四千六十五万九千二百七十一円をもって、補填した次第でございます。

次に、三ページをお開き願います。

令和元年度五條市水道事業損益計算書でございます。

下から二行目のとおり、当年度純利益は三千九百四十四万三千三百九十九円でございます。

これは、一 営業収益、三 営業外収益、五 特別利益の合計から、二 営業費用、四 営業外費用、六 特別損失の合計を差引きしたも

のでございます。

なお、同額が当年度未処分利益剰余金となっております。

この未処分利益剰余金につきましては、五ページをお開き願います。

下の方に、令和元年度五條市水道事業剰余金処分計算書(案)がございます。

一 当年度未処分利益剰余金三千九百四十四万三千三百九十九円につきましては、剰余金処分条例に基づき、二 利益剰余金処分額、
(一) 減債積立金二百万円、二 利益剰余金処分額、 (二) 建設改良積立金三千七百万円とし、三 翌年度繰越剰余金四十四万三千三百九十九円とさせていただきます。

以上で、認第一号から認第九号までの、各会計の決算につきましての説明を終わらせていただきます。御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(吉田雅範) 提案理由の説明が終わりました。

次に、代表監査委員から決算並びに財政及び経営健全化の審査意見を求めることにいたします。竹田和彦代表監査委員。

〔代表監査委員 竹田和彦登壇〕

○代表監査委員(竹田和彦) たいま議長から発言の許可をいただきましたので、令和元年度五條市一般会計、特別会計、基金運用状況、公営企業会計及び財政(経営)健全化に係る決算審査の結果につきまして御報告申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の『五條市決算及び財政(経営)健全化審査意見書』を御覧いただきたいと存じます。

初めに、一般会計、特別会計及び基金運用状況の審査につきまして御報告申し上げます。

恐れ入りますが、一ページを御覧いただきたいと存じます。

「第一 審査の種類」、「第二 審査の対象」、「第三 審査の期間」をそれぞれ記載しております。

恐れ入りますが、二ページを御覧いただきたいと存じます。

「第四 審査の方法」につきましては、市長から提出されました一般会計、特別会計歳入歳出決算書及び附属書類並びに基金運用状況調査書と関係諸帳簿と照合し、計数の正確性、予算の執行状況について検討し、あわせて、必要に応じ関係職員から説明を聴取して審査を実施いたしました。

「第五 審査の結果」につきましては、審査に付された各会計の決算書類は、審査した限りにおいて、法令に適合しており、かつ正確であると認められました。また、予算の執行状況においても、おおむね適正妥当であると認められました。

なお、審査の概要及び意見につきましては、次ページ以降に記載しておりますので、後刻御清覧を賜りたいと存じます。

次に、六十ページから「第六 審査の意見」を記載しております。その中で、恐れ入りますが、六十六ページの「むすび」を御覧いただきたいと存じます。

本年度の一般会計の決算状況は、実質収支額が一億九千九百三十九万八千二百二十三円の黒字決算となり、前年度実質収支額を差し引いた単年度収支は一億二百八十九万一千七百六十九円の赤字となっております。

この単年度収支の減少につきましては、一般財源において前年度と比較して、収入は十一億三百八十万二千円減少、支出は八億七千四百五十三万八千円減少及び繰り越すべき財源が一億二千六百三十七万二千円減少したことにより、差引き一億二百八十九万二千円減少したものであります。

また、一般財源における収支の主な減少項目は、収入では基金等からの繰入金が三億五千九百五十九万三千円で十二億四千九百八十八万八千円の減少、臨時財政対策債借入額が三億八千四百七十万円で一億九百九十万円の減少等であり、支出では基金への積立金が一千六百四万九千円で七億九千七百九十九万九千円の減少、公債費が二十九億五千七百七十七万八千円で一億九百二十五万七千円の減少等であります。

本年度の決算におきましては、臨時財政対策債を含めた地方交付税に大きな減少はなく、公債費や人件費においても減少しているため状況は多少改善しておりますが、基金からの繰入金が一億三千五百三十三万六千円であることから今後においても、基金残高、実質公債費比率、經常収支比率等の財政指標に注視しながら、計画的で健全な行財政運営の推進を期待するものであります。

次に、公営企業会計の決算に係る審査につきまして御報告申し上げます。

恐れ入りますが、七十七ページを御覧いただきたいと存じます。

「第一 審査の種類」、「第二 審査の対象」、「第三 審査の期間」、「第四 審査の方法」をそれぞれ記載しております。

「第五 審査の結果」につきましては、審査に付されました決算書類は、審査した限りにおいて地方公営企業関係法令に準拠して作成されており、関係諸帳簿の照合点検の結果、計数は正確であることが認められ、経営成績及び財政状態が適正に表示されているものと認められました。

なお、審査の概要につきましましては、次ページ以降に記載しておりますので、後刻御清覧を賜りたいと存じます。

次に、九十八ページから「第六 審査の意見」を記載しております。その中で、恐れ入りますが、九十九ページ下から六行目を御覧いただきたいと存じます。

水道事業会計におきましては、昨年度は二箇年に分割した水道料金の改定を行ったことなどにより、収益的収支が五千八百三十八万八千六百二円の純損失から本年度は三千九百四十四万三千三百九十九円の純利益へと回復しております。しかし、引き続き厳しい社会情勢と財政状況の中で、給水収益を最大限に生かし、効率的な経営の合理化と効果的な水道事業の推進に努めていただきたいと思います。

次に、財政(経営)健全化の審査につきまして御報告申し上げます。

恐れ入りますが、百二ページを御覧いただきたいと存じます。

「第一 審査の種類」、「第二 審査の対象」、そして次ページに、「第三 審査の期間」、「第四 審査の方法」をそれぞれ記載しております。

「第五 審査の結果」につきましては、審査に付された下記の健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類は、審査した限りにおいて、法令に適合しており、かつ正確であると認められました。

次に、下表の健全化判断比率のうち、①実質赤字比率及び②連結実質赤字比率につきましては、いずれも赤字額がないため該当数値はなく、「ハイフン」表示となっております。

次に、③実質公債費比率につきましては、早期健全化基準の二五・〇パーセントに対して、一五・〇パーセント、④将来負担比率につきましては、早期健全化基準の三五・〇パーセントに対して一二三・二パーセントで、共に基準内となっております。

また、資金不足比率につきましては、農業集落排水事業特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計におきまして、いずれも資金不足額がないため該当数値はなく、「ハイフン」表示となっております。

「第六 審査の意見」につきましては、百四ページから百五ページに記載しております。

いずれの比率におきましても、国の示す基準の範囲内ですが、財政の健全性確保のため、なお一層、将来を見据えた計画的かつ効率的な財政運営の推進を望むものであります。

以上で、決算及び財政(経営)健全化審査意見書の報告を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（吉田雅範） 決算並びに財政及び経営健全化の審査意見が終わりました。（「八番」の声あり） 八番議会運営委員会福塚 実委員長。

○八番（福塚 実） ただいま上程されております認第一号から認第九号までの九議案は、いずれも令和元年度における各会計決算の認定でありますので、これらの議案につきましては、特に慎重審議を期するため、例年のおり決算審査特別委員会を設置していただきたいと思ひます。なお、委員の数は七人とし、その選任につきましては議長に一任したいと思います。

○議長（吉田雅範） お諮りいたします。

ただいま福塚 実議会運営委員長から御提案がありましたように、本案は慎重審議を期するため、決算審査特別委員会を設置して、審査を付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範） 御異議なしと認めます。

よつて本案は、決算審査特別委員会を設置して、これに付託することに決しました。

なお、決算審査特別委員会の委員の定数は七人とし、選任につきましてはあらかじめ御協議願っておりますので、私の方から指名いたします。

一番伊谷賢司議員、二番養田全康議員、五番吉田 正議員、六番窪 佳秀議員、八番福塚 実議員、九番山口耕司議員、十二番大谷龍雄議員。

以上、七名の方をお願いいたします。

なお、正副委員長の選任並びに審査の日程等につきまして、御協議を賜りたいと思ひますので、各位には本会議終了後、直ちに議長室に御参集願ひます。

○議長（吉田雅範） 次に日程第九、総合体育館及び公園緑地課等の事務・事業並びに入札及び随意契約の締結に関する調査特別委員会に関する調査の件を議題といたします。

去る八月二十八日、総合体育館及び公園緑地課等の事務・事業並びに入札及び随意契約の締結に関する調査特別委員会からお手元に配布の

とおり企画政策課の平成二十八年度から令和元年度までの入札及び随意契約の締結並びに事務・事業に関する事項に関する調査を調査事項に追加するとともに、地方自治法第百条第一項及び第九十八条第一項の権限を委任されたいとの申出がありました。

お諮りいたします。本件について総合体育館及び公園緑地課等の事務・事業並びに入札及び随意契約の締結に関する調査特別委員会の申出のとおり調査事項を追加することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田雅範）起立全員であります。

よって本件は調査特別委員会の申出のとおり決定いたしました。

○議長（吉田雅範）以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

あす十日から二十七日まで休会とし、次回二十八日午前十時に再開して、議案審議を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

午後四時一分散会